

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【事業年度】	第18期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	コムシスホールディングス株式会社
【英訳名】	COMSYS Holdings Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加賀谷 卓
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
【電話番号】	(03)3448 - 7100
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 尾崎 秀彦
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
【電話番号】	(03)3448 - 7100
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 尾崎 秀彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	334,163	380,024	481,783	560,882	563,252
経常利益 (百万円)	25,341	30,706	36,071	40,064	42,941
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	14,485	20,390	28,018	25,994	29,369
包括利益 (百万円)	15,399	22,260	26,253	23,605	35,380
純資産額 (百万円)	202,943	231,767	301,459	310,694	330,807
総資産額 (百万円)	284,367	325,042	439,926	450,043	479,419
1株当たり純資産額 (円)	1,848.33	2,008.42	2,318.35	2,424.83	2,619.63
1株当たり当期純利益 (円)	129.96	178.64	230.10	202.97	232.72
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	129.52	177.89	229.21	202.46	232.21
自己資本比率 (%)	70.9	70.8	67.8	68.3	68.3
自己資本利益率 (%)	7.3	9.4	10.6	8.6	9.2
株価収益率 (倍)	15.30	15.90	13.12	13.71	14.65
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,545	28,831	8,964	37,496	25,469
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,940	13,896	11,550	9,919	8,861
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	12,178	12,499	15,382	19,819	20,258
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	20,879	28,957	27,778	35,503	32,936
従業員数 (名)	10,224	11,581	16,700	16,844	17,066

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数であります。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第16期の期首から適用しており、第15期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月	2021年 3月
営業収益 (百万円)	9,972	7,867	10,473	12,894	13,168
経常利益 (百万円)	8,965	6,821	9,247	11,537	11,832
当期純利益 (百万円)	8,921	6,757	9,179	11,459	11,755
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	141,000	141,000	141,000	141,000	141,000
純資産額 (百万円)	70,287	83,162	134,425	131,611	127,542
総資産額 (百万円)	90,968	99,930	159,103	157,841	164,425
1株当たり純資産額 (円)	638.51	721.08	1,039.38	1,032.52	1,013.92
1株当たり配当額 (円)	40.00	50.00	60.00	75.00	85.00
(内 1株当たり中間配当額) (円)	(20.00)	(25.00)	(30.00)	(35.00)	(40.00)
1株当たり当期純利益 (円)	79.98	59.18	75.35	89.48	93.15
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	79.71	58.93	75.06	89.25	92.95
自己資本比率 (%)	76.6	82.7	84.1	83.0	77.1
自己資本利益率 (%)	12.9	8.9	8.5	8.7	9.1
株価収益率 (倍)	24.9	48.0	40.1	31.1	36.6
配当性向 (%)	50.02	84.49	79.63	83.82	91.25
従業員数 (名)	55	58	77	89	90
株主総利回り (%)	116.7	168.6	182.4	173.1	214.0
(比較指標: 配当込み TOPIX) (%)	114.7	132.9	126.2	114.2	162.3
最高株価 (円)	2,198	3,360	3,405	3,315	3,515
最低株価 (円)	1,514	1,957	2,455	2,131	2,376

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数であります。

3 第14期事業年度の1株当たり配当額40円には、普通配当増配による5円(中間配当額5円)が含まれております。

4 第15期事業年度の1株当たり配当額50円には、普通配当増配による10円(中間配当額5円、期末配当額5円)が含まれております。

5 第16期事業年度の1株当たり配当額60円には、普通配当増配による10円(中間配当額5円、期末配当額5円)が含まれております。

6 第17期事業年度の1株当たり配当額75円には、普通配当増配による15円(中間配当額5円、期末配当額10円)が含まれております。

7 第18期事業年度の1株当たり配当額85円には、普通配当増配による10円(中間配当額5円、期末配当額5円)が含まれております。

8 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 2【沿革】

当社は、2003年9月に日本コムシス株式会社、サンワコムシスエンジニアリング株式会社（2005年4月に商号を株式会社三和エレクトリックから変更）及び株式会社T O S Y S（2012年10月に商号を東日本システム建設株式会社から変更）の3社の株式移転により、純粋持株会社「コムシスホールディングス株式会社」として設立されました。

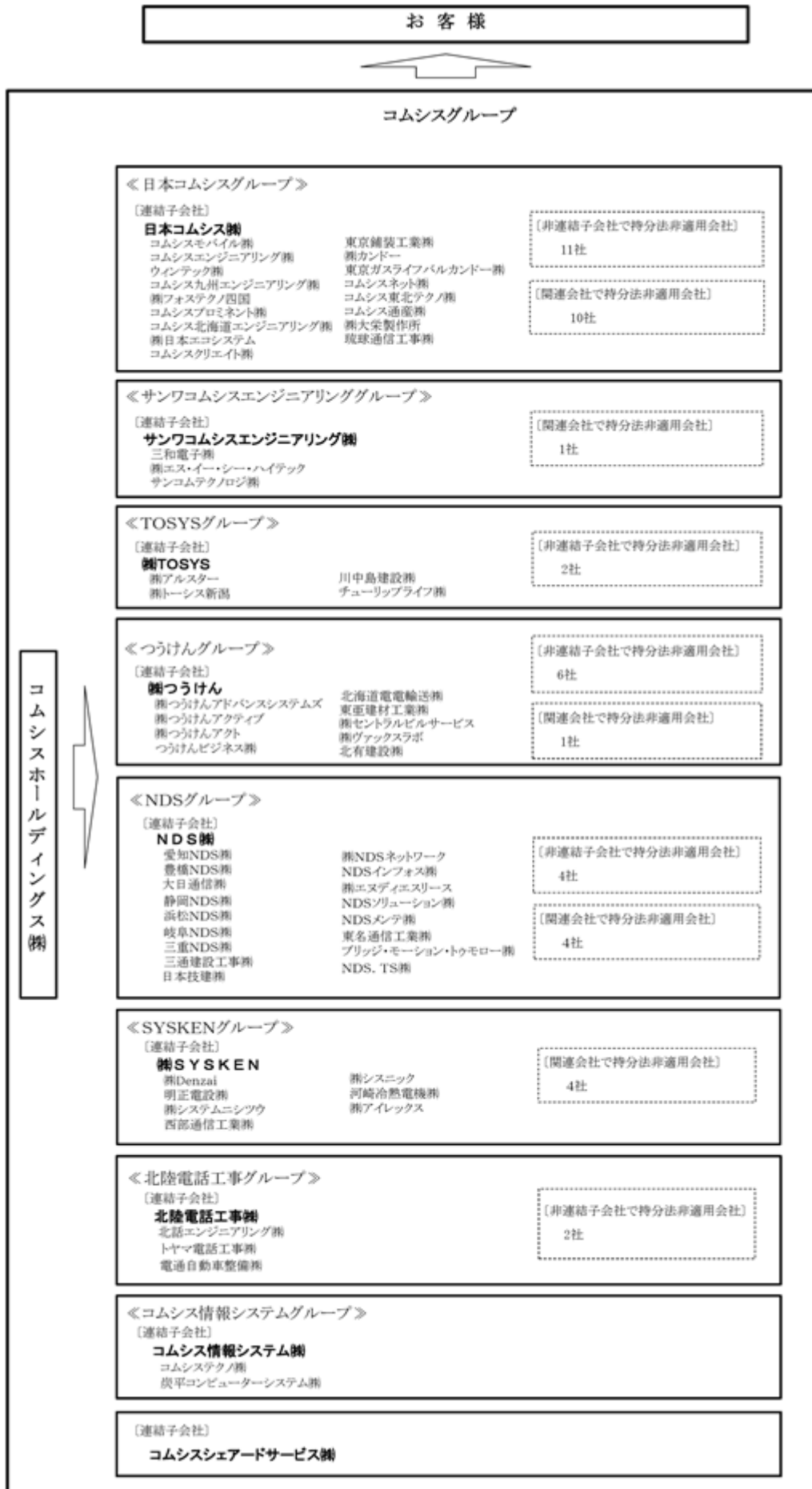
当社設立以降の企業集団に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2003年9月	日本コムシス株式会社、株式会社三和エレクトリック及び東日本システム建設株式会社が株式移転により当社を設立。 当社の普通株式を株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の市場第一部に上場。
2004年9月	株式会社三和エレクトリックの第三者割当増資を引き受け。
2005年1月	株式会社三和エレクトリックのN T T情報通信エンジニアリング事業を日本コムシス株式会社に集約。
2005年4月	株式会社三和エレクトリックはサンワコムシスエンジニアリング株式会社に商号変更。 日本コムシス株式会社の電気通信エンジニアリング事業のうちキャリア系ビジネスをサンワコムシスエンジニアリング株式会社に集約。
2005年10月	株式交換により国際電設株式会社（現 ウィンテック株式会社）を完全子会社化し、同日付で日本コムシス株式会社の完全子会社化。
2007年4月	コムシスシェアードサービス株式会社を日本コムシス株式会社から当社の完全子会社とし、コムシスグループの共通業務アウトソーシング会社の位置付けを明確化。
2009年4月	日本コムシス株式会社のI Tソリューション事業のうちソフトウェア開発事業を、新設分割により設立したコムシス情報システム株式会社へ承継し、同日付でコムシス情報システム株式会社を当社の完全子会社化。
2010年10月	株式交換により株式会社つうけんを完全子会社化。
2012年10月	東日本システム建設株式会社は株式会社T O S Y Sに商号変更。
2013年2月	株式会社つうけんを存続会社として、北東電設株式会社と合併。
2013年7月	株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所（現 株式会社大阪取引所）の市場統合に伴い、大阪証券取引所市場への上場廃止。
2013年10月	株式会社つうけんを存続会社として、株式会社つうけんハーテック、株式会社つうけん道央エンジニアリング、株式会社つうけん道北エンジニアリング、株式会社つうけん道東エンジニアリング、株式会社つうけん道南エンジニアリングと合併。
2017年6月	監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行。
2018年10月	株式交換によりN D S株式会社、株式会社S Y S K E N、北陸電話工事株式会社を完全子会社化。

## 3【事業の内容】

当社を持株会社とする「コムシスグループ」は、当社及び日本コムシス株式会社、サンワコムシスエンジニアリング株式会社、株式会社T O S Y S、株式会社つうけん、N D S株式会社、株式会社S Y S K E N、北陸電話工事株式会社、コムシス情報システム株式会社の8統括事業会社に加え、子会社88社及び関連会社20社から構成され、電気通信設備工事事業及び情報処理関連事業等を主な事業内容としております。

2021年3月31日現在の事業の系統図は概ね次のとおりであります。



なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

## 4【関係会社の状況】

2021年3月31日現在

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 日本コムシス(株) (注) 2、5	東京都 品川区	10,000	日本コムシス グループ	100.0	経営管理に関する契約を締結 しております。 役員の兼任 8名
サンワコムシスエンジニアリング (株) (注) 2	東京都 杉並区	3,624	サンワコムシス エンジニアリング グループ	100.0	経営管理に関する契約を締結 しております。 役員の兼任 5名
(株)TOSYS	長野県 長野市	450	TOSYS グループ	100.0	経営管理に関する契約を締結 しております。 役員の兼任 1名
(株)つうけん (注) 2	札幌市 中央区	1,432	つうけんグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結 しております。 役員の兼任 2名
NDS(株) (注) 2、6	名古屋市 中区	5,676	NDSグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結 しております。 役員の兼任 2名
(株)SYSKEN	熊本市 中央区	801	SYSKEN グループ	100.0	経営管理に関する契約を締結 しております。 役員の兼任 1名
北陸電話工事(株)	石川県 金沢市	450	北陸電話工事 グループ	100.0	経営管理に関する契約を締結 しております。 役員の兼任 1名
コムシス情報システム(株)	東京都 港区	450	コムシス情報 システムグループ	100.0	経営管理に関する契約を締結 しております。 役員の兼任 2名
コムシスシェアードサービス(株)	東京都 品川区	75	その他	100.0	業務の一部を委託しておりま す。
コムシスマバイル(株)	東京都 品川区	54	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスエンジニアリング(株)	東京都 杉並区	80	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
ウィンテック(株)	埼玉県 戸田市	80	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス九州エンジニアリング(株)	福岡市 博多区	50	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)フォステクノ四国	徳島県 板野郡	50	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスプロミネント(株)	大阪市 住之江区	34	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス北海道エンジニアリング (株)	札幌市 手稲区	20	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)日本エコシステム	東京都 品川区	100	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシスクリエイト(株)	東京都 品川区	10	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません
東京舗装工業(株)	東京都 千代田区	100	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)カンドー	東京都 新宿区	448	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東京ガスライフバルカンドー(株)	東京都 品川区	100	日本コムシス グループ	66.5 (66.5)	営業上の取引はありません。
コムシスネット(株)	東京都 品川区	50	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	役員の兼任 1名
コムシス東北テクノ(株)	仙台市 若林区	50	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシス通産(株)	東京都 港区	60	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	事務用機器等のリースを受けて おります。
(株)大栄製作所	神奈川県 厚木市	60	日本コムシス グループ	81.5 (81.5)	営業上の取引はありません。
琉球通信工事(株)	沖縄県 那覇市	97	日本コムシス グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
三和電子(株)	東京都 千代田区	90	サンワコムシス エンジニアリング グループ	96.0 (96.0)	営業上の取引はありません。
(株)エス・イー・シー・ハイテック	東京都 品川区	30	サンワコムシス エンジニアリング グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
サンコムテクノロジー(株)	東京都 北区	30	サンワコムシス エンジニアリング グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)アルスター	長野県 松本市	40	T O S Y S グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)トーシス新潟	新潟市 西区	42	T O S Y S グループ	91.5 (91.5)	営業上の取引はありません。
川中島建設(株)	長野県 長野市	40	T O S Y S グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
チューリップライフ(株)	新潟市 西区	40	T O S Y S グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)つうけんアドバンスシステムズ	札幌市 白石区	350	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)つうけんアクティブ	札幌市 中央区	80	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)つうけんアクト	札幌市 厚別区	50	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
つうけんビジネス(株)	札幌市 白石区	20	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)セントラルビルサービス	北海道 釧路市	10	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
北海道電電輸送(株)	札幌市 白石区	20	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東亜建材工業(株)	北海道 千歳市	22	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)ヴァックスラボ	札幌市 中央区	50	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
北有建設(株)	北海道 美唄市	25	つうけんグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
愛知NDS(株)	名古屋市 港区	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
豊橋NDS(株)	愛知県 豊橋市	30	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
大日通信(株)	愛知県 豊田市	30	NDSグループ	51.0 (51.0)	営業上の取引はありません。
静岡NDS(株)	静岡市 葵区	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
浜松NDS(株)	浜松市 東区	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
岐阜NDS(株)	岐阜県 岐阜市	25	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
三重NDS(株)	三重県 津市	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
三通建設工事(株)	三重県 松坂市	35	NDSグループ	51.0 (51.0)	営業上の取引はありません。
日本技建(株)	名古屋市 中村区	100	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)NDSネットワーク	名古屋市 中区	20	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
NDSインフォス(株)	名古屋市 中区	100	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)エヌディエスリース	名古屋市 中区	149	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
NDSソリューション(株)	名古屋市 中区	30	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
NDSメンテ(株)	名古屋市 中区	10	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
東名通信工業(株)	愛知県 稲沢市	50	NDSグループ	62.4 (62.4)	営業上の取引はありません。
ブリッジ・モーション・トゥモ ロー(株)	東京都 渋谷区	417	NDSグループ	73.5 (73.5)	営業上の取引はありません。
NDS . T S(株)	横浜市 港北区	80	NDSグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)Denzai	熊本市 中央区	40	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
明正電設(株)	熊本県 上益城郡	25	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)システムニシツウ	福岡市 南区	40	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
西部通信工業(株)	長崎県 長崎市	30	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)スニック	熊本市 中央区	20	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
河崎冷熱電機(株)	山口県 下関市	30	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
(株)アイレックス	東京都 新宿区	35	SYSKEN グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。



名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
北話エンジニアリング(株)	石川県 金沢市	20	北陸電話工事 グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
トヤマ電話工事(株)	富山県 富山市	20	北陸電話工事 グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
電通自動車整備(株)	石川県 白山市	26	北陸電話工事 グループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
コムシステクノ(株)	東京都 港区	50	コムシス情報 システムグループ	100.0 (100.0)	営業上の取引はありません。
炭平コンピューターシステム(株)	長野県 長野市	80	コムシス情報 システムグループ	80.0 (80.0)	営業上の取引はありません。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 上記連結子会社71社は、いずれも有価証券報告書または有価証券届出書を提出していません。また、当社との「資金の集中・配分等のサービスに関する基本契約書」に基づき、キャッシュマネジメントシステム(CMS)を通じてコムシスグループ相互間で余剰不足資金を融通し、資金の効率化を図っております。

4 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

5 日本コムシス株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

日本コムシス株式会社の主要な損益情報等

売上高	216,039百万円
経常利益	18,034百万円
当期純利益	13,964百万円
純資産額	165,297百万円
総資産額	235,904百万円

6 NDS株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

NDS株式会社の主要な損益情報等

売上高	58,721百万円
経常利益	3,076百万円
当期純利益	3,339百万円
純資産額	34,900百万円
総資産額	53,488百万円

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本コムシスグループ	6,376
サンワコムシスエンジニアリンググループ	1,652
T O S Y Sグループ	1,281
つうけんグループ	2,126
N D Sグループ	2,858
S Y S K E Nグループ	1,038
北陸電話工事グループ	905
コムシス情報システムグループ	603
その他	227
合計	17,066

(注) 従業員数は、就業人員数であります。なお、当連結会計年度末における臨時従業員の総数は従業員数の100分の10未満であるため記載しておりません(以下「(2) 提出会社の状況」においても同じであります。)

## (2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
90	51.1	19.9	8,958,400

セグメントの名称	従業員数(名)
その他	90
合計	90

(注) 1 従業員数は、就業人員数であり、主としてグループ会社の出向者からなるため、平均勤続年数は各社での勤続年数を通算しております。

2 平均年間給与は、2021年3月31日に在籍した従業員の給与の他、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

コムシスグループは、日本コムシス関連労働組合協議会(組合員数2,531人)、サンコムユニオン(組合員数568人)、トーシスグループ労働組合(組合員数756人)、北海道情報通信建設労働組合(組合員数444人)、N D S労働組合(組合員数1,123人)、北陸地方情報通信設備建設労働組合(組合員数568人)、九州情報通信設備建設労働組合協議会(組合員数346人)及びコムシス情報システム関連労働組合協議会(組合員数441人)等があり、主に情報産業労働組合連合会に属しております。

なお、労使関係については良好であり、特に記載すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針・経営戦略等

私たちコムシスグループは、グループ一体となり、外部の様々なプレイヤーとも強力な協業・連携を図りつつ経営理念を実現します。

##### <コムシスグループ経営理念>

「時代をになう多様なインフラ建設」でお客様に選ばれ続ける企業を創ります

「豊かな生活を支える社会基盤づくり」で国と地域に貢献します

たゆまない改革を続けさらなる企業価値の向上を目指します

コムシスグループの事業分野はキャリア系事業である電気通信設備工事にとどまらず、非キャリア系事業である都市の環境整備やICT関連工事、太陽光発電などの再生エネルギー事業に至るまで社会・経済活動を根底から支えるさまざまなインフラ工事を網羅しています。

この経営理念では「お客様」「社会」「株主およびグループ従業員」の三つのステークホルダーに対してさらに一層の貢献をお約束し、グループが一体となり「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」の実現へ向け、まい進してまいります。

#### お客様

～時代をになう多様なインフラ建設～

さらなる事業拡大を志向しながら品質・納期・価格などのサービス面でお客様より最大の評価をいただける企業グループを目指します。

#### 社会

～豊かな生活を支える社会基盤づくり～

さまざまなインフラ構築・建設を通して国や地域社会に貢献していくことが使命であると考えています。

#### 株主およびグループ従業員

～たゆまない改革を続けさらなる企業価値の向上～

人材のマルチスキル化、施工ITプラットフォームの構築など、生産性の向上やコスト競争力の強化を図り、厳しい競争環境に打ち勝つ構造改革の取り組みを継続してまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

コムシスグループは、2023年度を最終年度とする中期目標として「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」を進めております。

- ・売上高6,000億円以上
- ・営業利益500億円以上
- ・総還元性向70%目安を継続

「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」を達成するために

- キャリア事業の取り組み -

構造改革とITシステム統合によるコスト削減と生産性向上

・統合シナジーの創出 ・事業機会の確実な捕捉

- 成長事業の取り組み -

売上拡大と利益拡大の両立

・既存、新領域拡大 ・M & A ・バーチャルカンパニー推進

#### (3) 経営環境及び対処すべき課題

コムシスグループを取り巻く事業環境におきましては、5Gサービスの本格展開、防災・減災、国土強靱化など公共インフラ投資、社会全体のデジタル化に伴うICT投資、グリーン社会の実現に向けた再生可能エネルギー分野への投資拡大などが期待されております。

長期化する新型コロナウイルス感染症の内外経済への影響により、先行きは不透明ではありますが、コムシスグループといたしましては、引き続き協力会社を含めた従業員の安全・健康に十分留意しつつ事業活動を展開してまいります。

このような状況のもと、中長期ビジョン「コムシスビジョン NEXT STAGE 2023」達成に向け、コムシスグループにおける全体最適な事業運営体制を早期に確立するとともに、デジタルトランスフォーメーション(DX)を要とした構造改革により、経営基盤強化を図ってまいります。また、ニューノーマルに向けた働き方改革など各種施策を推進することにより、生産性向上にも取り組んでまいります。

具体的には以下を主要施策として取り組んでまいります。

<主要施策>

- バーチャルカンパニーによる一体運営
- ITプラットフォーム統合によるワークフロー標準化
- リソース配備の全体最適化
- フロント/バックオフィス機能の集約
- ICT活用による生産性向上
- M&Aによる成長基盤強化

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

### (1) 特定取引先への依存に伴うリスク

コムシスグループの主たる事業はN T Tグループ各社を主要取引先とした電気通信設備工事事業であります。その依存度が50%程度あるため、N T Tグループ各社の設備投資の規模や構造等の動向により、コムシスグループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、新たな事業領域へのチャレンジや成長事業( I Tソリューション事業、社会システム関連事業)の拡大に取り組んでおります。

### (2) 安全品質に関するリスク

コムシスグループは、事故を発生させた場合、各取引先からの信頼を失うとともに、一定期間指名停止等による受注機会の喪失や暇底担保責任及び製造物責任の履行等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、「安全・品質と信頼の確保」を最優先に、人身事故はもとより設備事故を含めた「事故の撲滅」を目標に、協力会社を含めた社員研修等の実施により、工事の安全品質管理の徹底に取り組んでおります。

### (3) 個人情報の流出に関するリスク

コムシスグループは、個人情報を含む取引先から委託された情報等の管理については、万が一、預かった情報の処理・保管等の再委託先による情報流出や外部からの不正アクセス等の犯罪行為による情報漏洩が発生した場合、各取引先に対する信頼を失うとともに、管理責任を問われる損害賠償責任の履行等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、統括事業会社のI S O / I E C 27001 (情報セキュリティマネジメントシステム)やプライバシーマークの認証取得の実績を活かし、グループ全体として情報セキュリティ管理に万全を期しております。

### (4) 業績の季節変動に伴うリスク

コムシスグループの主たる事業である電気通信設備工事事業においては、受注及び売上の計上が第4四半期に偏重する傾向があるため、連結会計期間の上半期と下半期のグループ業績に著しい相違が生じるリスクを有しております。

### (5) 保有資産に関するリスク

コムシスグループは、事業運営上の必要性から、不動産や有価証券等の資産や年金資産を保有しておりますが、時価の変動等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、事業運営上不要となった不動産及び有価証券等の売却、専門家もメンバーに加え定期的に開催している資産運用委員会における年金資産のリスクを分散する運用方針の決定等、時価変動の影響抑制に取り組んでおります。

### (6) 取引先の信用リスク

コムシスグループは、取引先の信用不安が発生した場合、当該取引先が顧客であれば工事代金の回収不能の発生、または、外注先であれば工事の施工遅延等により、グループの業績に影響を及ぼすリスクを有しております。

こうした中、取引先に関して外部調査機関等の利用によるリアルタイムな与信管理を厳格に行うとともに、法務部門による契約書審査を行うなど、信用リスク回避に向けて万全の体制を構築しております。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度におけるコムシスグループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

##### <コムシスグループの業績>

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、依然として厳しい状況にあります。感染拡大の防止策を講じつつ社会経済活動のレベルを段階的に引き上げ、一部に持ち直しの動きがみられるものの、国内外の感染拡大による影響や金融資本市場の変動等に注視する必要があり、先行きについては不透明な状況が続くと見込まれます。

コムシスグループを取り巻く事業環境におきましては、情報通信分野においては、社会のデジタル化・オンライン化を支える高速・大容量の情報通信基盤の整備・構築が求められており、高度無線環境整備推進事業など光ファイバ網の整備、5Gサービス拡大のための基地局設置などが進められてまいりました。公共・民間分野においては、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー事業への取組強化、激甚化・頻発化する自然災害に対応した防災・減災対策、道路・橋梁などの老朽化対策など社会インフラ投資が進み、また、GIGAスクールなど文教分野におけるICT環境整備への投資も拡大いたしました。

コムシスグループといたしましては、高度無線環境整備推進事業など全国規模のプロジェクトに対応するため、グループリソースを最大限活用して施工体制を構築・強化するとともに、バーチャルカンパニーによるグループ全体の営業連携強化、事業領域拡大及び生産性向上を図ってまいりました。また、コロナ禍におけるテレワークなどICT活用による働き方改革も推し進め、コスト削減にも取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

#### イ 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、479,419百万円（前期比6.5%増）となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、148,611百万円（前期比6.6%増）となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、330,807百万円（前期比6.5%増）となりました。

#### ロ 経営成績

当連結会計年度の経営成績は、受注高586,512百万円（前期比0.7%減）、売上高563,252百万円（前期比0.4%増）となりました。

また、損益につきましては、営業利益41,572百万円（前期比6.7%増）、経常利益42,941百万円（前期比7.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益29,369百万円（前期比13.0%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

グループ別の受注高・売上高・セグメント利益〔営業利益〕

(単位：百万円)

セグメントの名称	受注高		売上高		セグメント利益 〔営業利益〕	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
日本コムシスグループ	291,945	4.7%	279,431	0.6%	21,171	3.0%
サンワコムシスエンジニアリンググループ	60,235	4.6%	58,722	1.5%	6,057	6.5%
T O S Y Sグループ	32,743	11.5%	29,890	3.4%	1,615	7.6%
つうけんグループ	56,170	7.9%	52,395	3.1%	4,281	20.6%
N D Sグループ	80,745	3.5%	79,213	5.2%	3,824	7.7%
S Y S K E Nグループ	33,897	1.3%	33,473	5.2%	1,982	54.4%
北陸電話工事グループ	16,758	17.4%	16,186	18.7%	511	46.4%
コムシス情報システムグループ	12,131	6.1%	12,052	4.4%	1,532	14.5%

(注) 「受注高」及び「売上高」は外部顧客への取引高を記載しております。なお、「セグメント利益」は当社及びセグメント間取引により生じた利益を含んでおります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ2,567百万円減少し、32,936百万円(前期比7.2%減)となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
当連結会計年度	25,469	8,861	20,258	32,936
前連結会計年度	37,496	9,919	19,819	35,503

生産、受注及び販売の実績

コムシスグループが営んでいる事業の大部分を占める電気通信設備工事事業では生産実績を定義することが困難であり、また請負形態をとっているため販売実績という定義は実態にそぐいません。

よって「生産、受注及び販売の状況」については、当社の連結での受注、売上及び手持高の状況をセグメント別に記載しております。

## イ 受注実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	306,317	291,945	4.7
サンワコムシスエンジニアリンググループ	57,604	60,235	4.6
TOSYSグループ	29,372	32,743	11.5
つうけんグループ	52,072	56,170	7.9
NDSグループ	83,636	80,745	3.5
SYSKENグループ	34,334	33,897	1.3
北陸電話工事グループ	14,277	16,758	17.4
コムシス情報システムグループ	11,438	12,131	6.1
その他	1,664	1,885	13.2
合計	590,718	586,512	0.7

(注) 1 受注実績は外部顧客への取引高を記載しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## ロ 売上実績

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	281,132	279,431	0.6
サンワコムシスエンジニアリンググループ	57,855	58,722	1.5
TOSYSグループ	28,895	29,890	3.4
つうけんグループ	50,799	52,395	3.1
NDSグループ	83,522	79,213	5.2
SYSKENグループ	31,832	33,473	5.2
北陸電話工事グループ	13,633	16,186	18.7
コムシス情報システムグループ	11,545	12,052	4.4
その他	1,664	1,885	13.2
合計	560,882	563,252	0.4

(注) 1 売上実績は外部顧客への取引高を記載しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 主な相手先別の売上及びその割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
NTTグループ	250,484	44.7	242,182	43.0

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。



## 八 手持高

セグメントの名称	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (百万円)	増減率 (%)
日本コムシスグループ	149,318	161,832	8.4
サンワコムシスエンジニアリンググループ	20,228	21,740	7.5
TOSYSグループ	5,724	8,577	49.8
つうけんグループ	7,609	11,384	49.6
NDSグループ	15,025	16,557	10.2
SYSKENグループ	11,221	11,645	3.8
北陸電話工事グループ	2,059	2,630	27.8
コムシス情報システムグループ	1,753	1,832	4.5
その他	-	-	-
合計	212,941	236,201	10.9

(注) 1 手持高は外部顧客への取引高を記載しております。

2 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在においてコムシスグループが判断したものであります。

## 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

## イ 経営成績等

## a. 財政状態

## (資産の部)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ21,779百万円増加し、278,860百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

流動資産	増減額（は減少）	主な要因
受取手形・完成工事未収入金等	17,403百万円	日本コムシスグループにおける増加
未成工事支出金等	2,108百万円	サンワコムシスエンジニアリンググループにおける増加

固定資産は、前連結会計年度末に比べ7,596百万円増加し、200,559百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

固定資産	増減額（は減少）	主な要因
有形固定資産	2,082百万円	日本コムシスグループにおける工事基地の建設等による増加
無形固定資産	365百万円	のれんの償却による減少
投資その他の資産	5,880百万円	退職給付に係る資産の増加

この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べ29,376百万円増加し、479,419百万円となりました。

## (負債の部)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ10,187百万円増加し、128,229百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

流動負債	増減額（は減少）	主な要因
支払手形・工事未払金等	7,523百万円	日本コムシスグループにおける増加
未払法人税等	3,933百万円	当社における増加
短期借入金	1,897百万円	S Y S K E Nグループにおける借入金の返済による減少

固定負債は、前連結会計年度末に比べ924百万円減少し、20,382百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

固定負債	増減額（は減少）	主な要因
長期借入金	643百万円	N D Sグループにおける借入金の返済による減少
退職給付に係る負債	588百万円	N D Sグループにおける減少
繰延税金負債	166百万円	日本コムシスグループにおける増加

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ9,262百万円増加し、148,611百万円となりました。

## (純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ20,113百万円増加し、330,807百万円となりました。主な要因は以下のとおりであります。

純資産	増減額(は減少)	主な要因
利益剰余金	19,813百万円	親会社株主に帰属する当期純利益の計上による増加

この結果、自己資本比率は68.3%(前連結会計年度末は68.3%)となりました。

## b. 経営成績

## (売上高)

グループ全体の営業連携強化による事業領域の拡大に取り組み、当連結会計年度の売上高は563,252百万円となり、前連結会計年度に比べ2,370百万円の増収となりました。

## (営業利益)

徹底した工程管理による生産性向上や、働き方改革の推進により経費削減等の利益改善に努め、当連結会計年度の営業利益は41,572百万円となり、前連結会計年度に比べ2,618百万円の増益となりました。

## (経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は2,043百万円となりました。これは受取配当金1,138百万円などによるものであります。また、営業外費用は673百万円となりました。これは、新型コロナウイルス感染症関連費用285百万円などによるものであります。この結果、当連結会計年度の経常利益は42,941百万円となり、前連結会計年度に比べ2,876百万円の増益となりました。

## (親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度の特別利益は2,926百万円となりました。これは投資有価証券売却益2,320百万円などによるものであります。また、特別損失は2,603百万円となりました。これは、減損損失1,526百万円などによるものであります。この結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益29,369百万円となり、前連結会計年度に比べ3,374百万円の増益となりました。

## c. キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要  
キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## □ 資本の財源及び資金の流動性

## (資金需要)

コムシスグループの資金需要は、営業活動については、生産に必要な運転資金(材料・外注費及び人件費等)、従業員給与等の販売費及び一般管理費が主な内容であります。投資活動については、事業伸長・生産性向上及び新規事業立上げを目的とした設備投資が主な内容であります。

## (財政政策)

コムシスグループでは、有利子負債を圧縮し、連結ベースでの資金管理の強化を図るため、キャッシュマネジメントシステム(CMS)を導入しております。

## 八 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2) 目標とする経営指標」につきまして、当連結会計年度の達成状況は次のとおりであり、目標を達成しております。

当連結会計年度における売上高につきましては、563,252百万円(前期比0.4%増)となり、通期目標であった560,000百万円を達成いたしました。

また、営業利益につきましては、41,572百万円(前期比6.7%増)となり、こちらも通期目標であった38,000百万円を達成いたしました。

## 二 セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

## &lt;日本コムシスグループの業績&gt;

日本コムシスグループは、通信事業者の設備投資が減少する中、G I G AスクールなどのITソリューション事業や公共事業及び大型太陽光発電設備工事をはじめとする再生可能エネルギー事業などの受注拡大に取り組んでまいりましたが、受注高291,945百万円(前期比4.7%減)、売上高279,431百万円(前期比0.6%減)となりました。営業利益は、経費削減施策等の取組により、21,171百万円(前期比3.0%増)となりました。

セグメント資産は、完成工事未収入金等が増加したことなどにより、273,159百万円(前期比9.0%増)となりました。

## &lt;サンワコムシスエンジニアリンググループの業績&gt;

サンワコムシスエンジニアリンググループは、N C C設備事業において、技術者確保によるシェア拡大とともに、I C T活用による費用削減に努めてまいりました。N C C設備事業以外も営業本部と連携した施工営業活動による受注拡大及びマルチスキル化による生産性の向上に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、受注高60,235百万円(前期比4.6%増)、売上高58,722百万円(前期比1.5%増)となり、営業利益も、継続的な利益率改善により、6,057百万円(前期比6.5%増)となりました。

セグメント資産は、未成工事支出金等が増加したことなどにより、39,061百万円(対前期比5.7%増)となりました。

## &lt;T O S Y Sグループの業績&gt;

T O S Y Sグループは、通信事業者の設備投資が減少する中、高度無線環境整備工事やG I G Aスクール等の受注拡大に努め、ワークライフバランスの充実に向けて業務改善や働き方改革に取り組んでまいりました。

この結果、受注高32,743百万円(前期比11.5%増)、売上高29,890百万円(前期比3.4%増)、営業利益1,615百万円(前期比7.6%増)となりました。

セグメント資産は、完成工事未収入金等、有形固定資産及び無形固定資産等が減少したことなどにより、24,708百万円(前期比2.7%減)となりました。

## &lt;つうけんグループの業績&gt;

つうけんグループは、通信事業者からの高度無線環境整備工事及びG I G Aスクールの受注増に加え、大型太陽光発電設備工事やM & A等による業容拡大に取り組んでまいりました。

この結果、受注高56,170百万円(前期比7.9%増)、売上高52,395百万円(前期比3.1%増)となり、営業利益も、「筋肉質な経営基盤の構築」をテーマに直接工事費をはじめとした各種費用削減策の取組により、4,281百万円(前期比20.6%増)となりました。

セグメント資産は、完成工事未収入金等が増加したことなどにより、47,301百万円(前期比11.4%増)となりました。

## &lt;N D Sグループの業績&gt;

N D Sグループは、通信事業者からの設備建設工事等の受注確保・拡大に加え、東海圏をはじめ首都圏・関西圏においても、道路関連設備工事、建物内電気設備工事・通信設備工事、土木工事及びI C T関連事業等の受注確保に取り組んでまいりましたが、大型工事案件の減少や工事完成の遅れにより、受注高80,745百万円(前期比3.5%減)、売上高79,213百万円(前期比5.2%減)となり、営業利益も、経費削減等に努めるも減収の影響を補うまでには至らず、3,824百万円(前期比7.7%減)となりました。

セグメント資産は、78,856百万円(前期比2.4%減)となりました。

## &lt;S Y S K E Nグループの業績&gt;

S Y S K E Nグループは、通信事業者からの設備建設工事等の受注確保に加え、九州エリア管内において、高度無線環境整備工事及び大型太陽光発電設備工事、災害復旧工事等の完成、工事管理の効率化による生産性向上に取り組んでまいりました。

この結果、受注高33,897百万円(前期比1.3%減)、売上高33,473百万円(前期比5.2%増)となり、営業利益は、利益率の高い大型工事の完成及びコストの大幅削減により、1,982百万円(前期比54.4%増)となりました。

セグメント資産は、25,017百万円(前期比5.8%増)となりました。

<北陸電話工事グループの業績>

北陸電話工事グループは、通信事業者からの高度無線環境整備工事等の受注拡大に加え、電線共同溝・道路付帯設備工事等の社会インフラ工事及び教育環境整備工事等の受注拡大にも取り組んでまいりました。

この結果、受注高16,758百万円(前期比17.4%増)、売上高16,186百万円(前期比18.7%増)、営業利益511百万円(前期比46.4%増)となりました。

セグメント資産は、14,481百万円(前期比29.3%増)となりました。

<コムシス情報システムグループの業績>

コムシス情報システムグループは、通信事業者や官公庁及び金融系事業分野の受注拡大に取り組んでまいりました。

この結果、受注高12,131百万円(前期比6.1%増)、売上高12,052百万円(前期比4.4%増)となり、営業利益も、プロジェクトマネジメントの徹底や現場改善活動による利益の最大化と不採算工事の抑制に努め、1,532百万円(前期比14.5%増)となりました。

セグメント資産は、受取手形・完成工事未収入金等が増加したことなどにより、9,240百万円(前期比13.2%増)となりました。

(参考) <当社(持株会社)の状況>

当社は、日本コムシス株式会社等統括事業会社から経営管理料として1,368百万円、配当金として11,800百万円を収受いたしました。この結果、営業収益13,168百万円(前期比2.1%増)、営業利益11,836百万円(前期比2.6%増)及び当期純利益11,755百万円(前期比2.6%増)となりました。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

コムシスグループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たって、工事進行基準の進捗度、工事損失引当金の計上、固定資産の減損、たな卸資産の評価、退職給付債務及び年金資産の認識、繰延税金資産の計上等の重要な会計方針に関して、必要と思われる見積り及び判断を合理的な基準に基づき実施しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。

なお、コムシスグループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

コムシスグループにおいて、連結財務諸表に与える影響が大きいと考えられる重要な見積りは以下の通りであります。

工事進行基準

一部の連結子会社は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については、工事進行基準を適用しております。工事の進捗度の見積りは原価比例法を採用しており、工事進行基準の適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における進捗度を合理的に見積る必要があります。工事進行基準による収益の計上の基礎となる工事原価総額は、工事契約ごとの実行予算を使用して見積りを行っておりますが、実行予算の策定にあたっては、必要となる施工内容に応じた外注費及び材料等の調達価格の見積りに不確実性を伴うため、当社グループの業績を変動させる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等不確実性が大きく、将来の業績予測等に反映させることが難しい要素もありますが、現時点において入手可能な情報を基に検証等を行っております。

#### 4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5【研究開発活動】

当連結会計年度におけるコムシスグループが支出した研究開発費の総額は、182百万円であります。なお、各セグメントごとの研究開発費は次のとおりであります。

日本コムシスグループは、工事の生産性向上に資する新技術の調査研究、ICT施工技術の開発等に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、36百万円であります。

NDSグループは、ネットワーク技術に関する研究開発及び通信設備工事に関連する技術開発と、新規事業分野に関する新商品及び新サービスの研究開発に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、74百万円であります。

SYSKENグループは、通信設備部門の機械化、省力化、また電子情報化によるコストダウンと安全・品質の向上及びドローンを活用した新規事業分野の開発に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、58百万円であります。

北陸電話工事グループは、安全・品質の向上に関する各事業の技術開発活動に取り組んでおり、当連結会計年度の研究開発費の金額は、13百万円であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施いたしましたコムシスグループの設備投資総額は12,764百万円であります。その主なものは、日本コムシス株式会社における、工事基地等を集約することによる生産性向上を目的とした、新拠点建物の建設（栃木県宇都宮市）であります。さらに、コムシスグループの施工業務支援システムやワークフローシステムの機能追加のほか、工事車両及び工具器具備品の拡充・更新等への投資であります。

セグメント別の設備投資額は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度	前年同期比
日本コムシスグループ	4,393百万円	78.0%
サンワコムシスエンジニアリンググループ	1,482	916.5
TOSYSグループ	399	97.7
つうけんグループ	2,244	104.2
NDSグループ	3,253	130.1
SYSKENグループ	287	103.9
北陸電話工事グループ	405	147.7
コムシス情報システムグループ	39	118.1
その他	14	66.2
計	12,519	109.2
調整額	244	-
合計	12,764	108.8

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

該当事項はありません。

##### (2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
			建物・ 構築物	機械装置・運搬具 工具器具・備品	土地 (面積千㎡)	リース資産	合計	
日本コムシス(株) (東京都品川区)	日本コムシス グループ	工事基地 事務所	17,718	348	31,695 (183)	571	50,333	2,762
サンワコムシス エンジニアリング(株) (東京都杉並区)	サンワコムシス エンジニアリング グループ	工事基地 事務所	544	112	847 (3)	43	1,548	850
(株)TOSYS (長野県長野市)	TOSYSグループ	工事基地 事務所	2,677	86	2,828 (118)		5,592	762
(株)つうけん (札幌市中央区)	つうけんグループ	工事基地 事務所	4,217	316	4,121 (1,103)		8,655	878
NDS(株) (愛知県名古屋市中区)	NDSグループ	工事基地 事務所	5,725	222	6,601 (468)	483	13,032	1,107
(株)SYSKEN (熊本県熊本市)	SYSKENグループ	工事基地 事務所	2,400	328	2,738 (140)		5,467	584
北陸電話工事(株) (石川県金沢市)	北陸電話工事 グループ	工事基地 事務所	821	297	1,310 (87)	43	2,472	490
コムシス情報システム(株) (東京都港区)	コムシス情報 システムグループ	工事基地 事務所	27	9	( )		37	410
コムシスシェアード サービス(株) (東京都品川区)	その他	寮・社宅 事務所	1,793	14	932 (3)		2,739	137

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
NDS(株) 分譲用不動産 (愛知県名古屋市)	NDS グループ	分譲用不動産	1,529	938	自己資金	2019年9月	2021年10月	(注)
NDS(株) 販売用不動産 (愛知県名古屋市)	NDS グループ	販売用不動産	871	270	自己資金	2020年11月	2023年1月	(注)
(株)つうけん 工事事務所 (北海道旭川市)	つうけん グループ	工事事務所	1,388	663	自己資金	2021年2月	2021年11月	工事事務所集約による 業務の効率化

(注) 完成後の増加能力については合理的に算定できないため記載しておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。



## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	580,000,000
計	580,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月29日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	141,000,000	141,000,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100 株であります。
計	141,000,000	141,000,000	-	-

## (2)【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

第6回新株予約権	
決議年月日	2012年8月8日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 22
新株予約権の数(個)	21 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,100 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2012年8月25日～2042年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 862 資本組入額 431
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2041年8月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。
- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に

沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

4 新株予約権の取得の事由及び条件

以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第 8 回新株予約権	
決議年月日	2013年 8 月 6 日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 23
新株予約権の数（個）	42 [ 19 ] （注）1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 4,200 [ 1,900 ] （注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1 株当たり 1
新株予約権の行使期間	2013年 8 月24日～2043年 8 月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,075 資本組入額 538
新株予約権の行使の条件	<p>1．新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2042年 8 月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2．新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から 6 ヶ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3．各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

当事業年度の末日（2021年 3 月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年 5 月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [ ] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 新株予約権 1 個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第10回新株予約権	
決議年月日	2014年8月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 27
新株予約権の数(個)	28[13] (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,800[1,300] (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2014年8月23日～2044年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,746 資本組入額 873
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2043年8月23日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。
- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第12回新株予約権	
決議年月日	2015年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
新株予約権の数(個)	98[82] (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 9,800[8,200] (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2015年8月22日～2045年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,392 資本組入額 697
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2044年8月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。
- 2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
- 3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。



- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第13回新株予約権	
決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 43
新株予約権の数(個)	541 [ 486 ] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 54,100 [ 48,600 ] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,928 (注) 4
新株予約権の行使期間	2017年8月22日～2024年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,928 資本組入額 964
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第14回新株予約権	
決議年月日	2016年8月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26
新株予約権の数(個)	208 [ 170 ] (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,800 [ 17,000 ] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2016年8月24日～2046年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,705 資本組入額 853
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2045年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第15回新株予約権	
決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 35
新株予約権の数(個)	1,191 [ 908 ] (注) 1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 119,100 [ 90,800 ] (注) 1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,923 (注) 4
新株予約権の行使期間	2018年8月24日～2025年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,923 資本組入額 962
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分及び新株予約権者の退職等の事由による権利消滅分を減じた数を記載している

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注) 3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第16回新株予約権	
決議年月日	2017年8月4日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29
新株予約権の数(個)	177 [ 164 ] (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,700 [ 16,400 ] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2017年8月24日～2047年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,046 資本組入額 1,023
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2046年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。



- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第17回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 40
新株予約権の数(個)	2,010 [1,778] (注)1、2、3
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 201,000 [177,800] (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,404 (注)4
新株予約権の行使期間	2019年8月24日～2026年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,404 資本組入額 1,202
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)3の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）4（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
（注）6の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第18回新株予約権	
決議年月日	2018年8月3日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29
新株予約権の数(個)	265 [ 242 ] (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 26,500 [ 24,200 ] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2018年8月23日～2048年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,542 資本組入額 1,271
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2046年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)4の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第19回新株予約権	
決議年月日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 当社子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 41
新株予約権の数(個)	3,581 [ 3,465 ] (注) 1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 358,100 [ 346,500 ] (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,939 (注) 3
新株予約権の行使期間	2020年8月23日～2027年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,939 資本組入額 1,470
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)2の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

3 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）3（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
（注）5の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第20回新株予約権	
決議年月日	2019年8月7日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社完全子会社取締役 56
新株予約権の数(個)	347 [ 328 ] (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 34,700 [ 32,800 ] (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1
新株予約権の行使期間	2019年8月23日～2049年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,537 資本組入額 1,269
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社または当社完全子会社の取締役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権につき、当該会社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当該会社の取締役の地位にある場合においても、2046年8月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができるものとする。但し、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日から6ヵ月間に限り本新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数には、権利行使分を減じた数を記載している。

2 新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てた日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。



- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額からに定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
(注)3の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 4 新株予約権の取得の事由及び条件
- 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案  
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案  
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案  
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

第21回新株予約権	
決議年月日	2019年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社子会社取締役 50 当社完全子会社執行役員 52
新株予約権の数(個)	3,994 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 399,400 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,908 (注)3
新株予約権の行使期間	2021年8月23日～2028年8月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,908 資本組入額 1,454
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)2の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

2 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）3（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
（注）5の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

第22回新株予約権	
決議年月日	2020年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社子会社取締役 51 当社完全子会社執行役員 57
新株予約権の数(個)	5,500 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 550,000 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,328 (注)3
新株予約権の行使期間	2023年8月25日～2029年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,328 資本組入額 1,664
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。 2. 新株予約権の相続はこれを認めない。 3. 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2021年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。但し、(注)2の定めにより付与株式数の調整を受けることがある。

2 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

3 以下の事由が生じた場合は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)をそれぞれ調整する。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

(2) 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

(3) 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類  
再編成対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）3（3）で定められる行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記「新株予約権の行使期間」の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
  - (8) 新株予約権の取得の事由及び条件  
（注）5の新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。
- 5 新株予約権の取得の事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役、会社法第399条の13第5項の規定に従い委任された取締役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

**【ライツプランの内容】**

該当事項はありません。

**【その他の新株予約権等の状況】**

該当事項はありません。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年6月29日(注)	-	141,000,000	-	10,000	48,815	10,000

(注) 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。

## (5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取引 業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	90	38	279	325	7	13,535	14,274	-
所有株式数(単元)	-	704,764	44,241	74,203	228,559	71	355,463	1,407,301	269,900
所有株式数の割合 (%)	-	50.08	3.14	5.27	16.24	0.01	25.26	100.00	-

- (注) 1 自己株式15,961,855株は、「個人その他」に159,618単元及び「単元未満株式の状況」に55株を含めて記載しております。
- 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ41単元及び49株含まれております。

## (6)【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	28,930	23.13
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	14,046	11.23
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	3,247	2.59
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	3,101	2.48
コムシスホールディングス従業員持株会	東京都品川区東五反田二丁目17番1号	2,085	1.66
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 7 2	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号)	1,854	1.48
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	1,661	1.32
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,580	1.26
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	1,554	1.24
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,475	1.17
計	-	59,537	47.61

(注)1 当社は、2021年3月31日現在自己株式15,961,855株を保有しておりますが、上記大株主から除外していません。

- 2 2019年2月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの共同保有者が2019年1月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,014	0.72
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,488	2.47
三菱UFJ国際投資株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	3,687	2.62
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	994	0.71
計	-	9,185	6.51

- 3 2019年7月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者が2019年6月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	349	0.25
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	4,741	3.36
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	7,577	5.37
計	-	12,668	8.98

- 4 2020年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社及びその共同保有者が2020年7月1日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	28	0.02
ノムラ インターナショナル ピーエルシー(NOMURA INTERNATIONAL PCL)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	27	0.02
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	15,648	11.10
計	-	15,649	11.10

- 5 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者が2020年12月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,350	0.96
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	188	0.13
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号	5,413	3.84
計	-	6,952	4.93



## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,961,800 (相互保有株式) 普通株式 89,400	-	単元株式数は100株であります。  単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 124,678,900	1,246,789	-
単元未満株式	普通株式 269,900	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	141,000,000	-	-
総株主の議決権	-	1,246,789	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ4,100株(議決権41個)及び49株含まれております。

2 単元未満株式数には当社所有の自己株式55株が含まれております。

## 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) コムシスホールディングス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目17番1号	15,961,800	-	15,961,800	11.32
(相互保有株式) 九州電機工業株式会社	熊本県熊本市北区大窪二丁目8番22号	6,800	-	6,800	0.00
(相互保有株式) 株式会社サンレック	東京都板橋区成増一丁目30番13号	1,200	-	1,200	0.00
(相互保有株式) 株式会社ジンワ	埼玉県戸田市本町五丁目11番15号	2,200	-	2,200	0.00
(相互保有株式) 日本協同建設株式会社	三重県亀山市阿野田町1036番地の3	7,400	-	7,400	0.00
(相互保有株式) 株式会社東海通信資材サービス	愛知県名古屋市中区二丁目15-18	71,800	-	71,800	0.05
計	-	16,051,200	-	16,051,200	11.38

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年5月13日)での決議状況 (取得期間2020年5月14日~2021年3月31日)	1,500,000	3,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	981,600	2,999,996,400
残存決議株式の総数及び価額の総額	518,400	3,600
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	34.56	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	34.56	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年11月6日)での決議状況 (取得期間2020年11月9日~2021年3月31日)	2,000,000	4,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	1,239,600	3,999,915,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	760,400	85,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	38.02	0.00
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	38.02	0.00

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年5月14日)での決議状況 (取得期間2021年5月17日~2022年3月31日)	2,000,000	4,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式		
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)	100.00	100.00

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式数は含まれておりません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,384	4,347,954
当期間における取得自己株式	384	1,326,580

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	168,000	334,992,000		
その他 (新株予約権の権利行使に伴う移転)	230,300	458,486,800	83,300	174,013,700
(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)	27,274	54,002,520		
(単元未満株式の売渡請求による売渡)	102	308,006		
保有自己株式数	15,961,855		15,878,939	

(注) 当期間における自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式数は含まれておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、配当金については、安定的・継続的な配当を中心としつつ、業績連動にも配慮していくことを基本方針としております。

毎事業年度における配当の回数は中間配当金及び期末配当金の年2回としており、それぞれの決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当金は株主総会であります。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当金を支払うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の1株当たりの配当金については、上記方針に基づき、10円増配し、年間85円(中間配当40円、期末配当45円)となりました。加えて、株主の皆様への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、当事業年度中に自己株式の取得(222万株、69億9千万円)を実施いたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
2020年11月6日 取締役会決議	5,041	40.00
2021年6月29日 定時株主総会決議	5,626	45.00

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コムシスグループは、企業価値の向上を図るためには、コーポレートガバナンスの強化が重要であると認識し、その充実に努めることにより、各ステークホルダーから信頼・評価される真の実力を持った会社を目指すこととしております。

そのためには、会社経営の透明性・健全性の確立が不可欠であり、適切な情報開示の確保、コンプライアンスの推進、リスク管理の強化及びコムシスグループの行動規範の徹底、内部統制の強化、事業活動に基づく社会への貢献について一層の定着を図っていく考えであります。

#### 企業統治の体制

##### イ 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は、株主総会、取締役会、監査等委員会などから構成されております。監査等委員会設置会社の特徴である、取締役会の監督機能の強化と迅速な意思決定を行う体制整備を進め、さらなる企業価値向上を目指しております。

当社取締役会は、当社事業に精通する取締役と、独立した立場で経営監視を行う社外取締役で構成され、経営効率を高めるとともに、監査等委員による監督機能の充実を図ることにより、経営の健全性の維持強化に努めております。また、当社は定款の定め及び取締役会の決議により、重要な業務執行の決定を取締役に委任しております。これにより、迅速な意思決定と機動的な業務執行が可能となるとともに、取締役会は業務執行に対する監督に専念できる体制としております。

取締役会は9名の取締役及び社外取締役を含む監査等委員である取締役6名（2021年6月29日現在）により構成され、取締役会規則に基づき定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項について意思決定を行うとともに、業務執行者に対する監督を行っています。なお、取締役会構成員の氏名については「(2) 役員の状況」に記載しております。

取締役会の決定に基づく業務執行状況については、四半期毎に担当取締役が取締役に報告しております。また、各業務執行取締役の指揮のもと、担当業務別に効率的な業務運営を行っております。

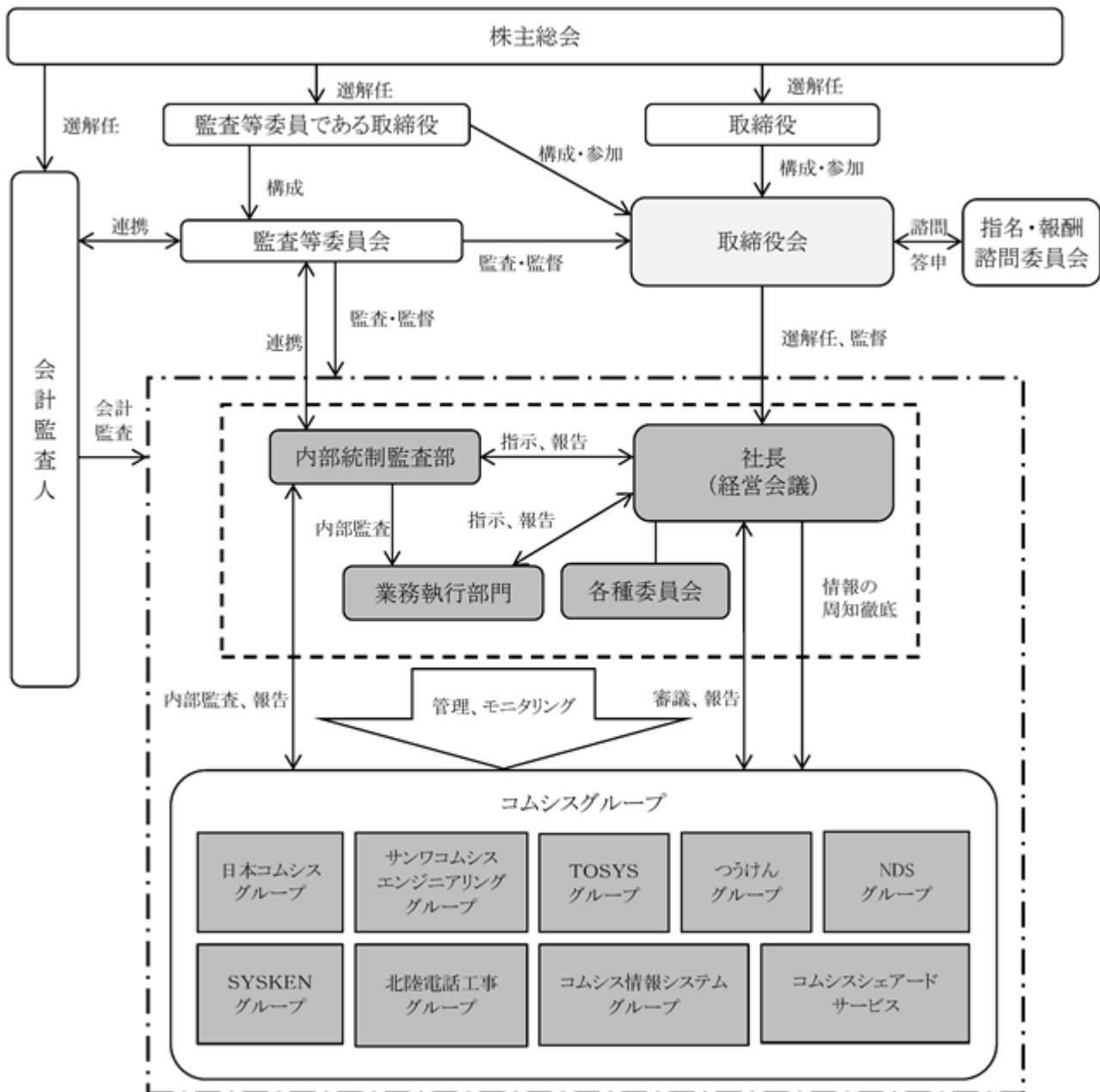
社外取締役を除く取締役及び常勤の監査等委員で構成されている経営会議は原則月1回開催され、業務執行の効率化を高めるため、重要な意思決定事項について審議及び決議を行っております。経営会議には必要に応じて各組織長等がオブザーバーとして出席し、意思決定内容を的確に把握できるようにしております。

また、当社は取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、社外取締役を含めた指名・報酬諮問委員会を設置し、指名・報酬などの特に重要な事項の検討に当たり社外取締役の適切な関与・助言を得ております。指名・報酬諮問委員会の構成員は以下のとおりであります。

	役職名	氏名
委員長	代表取締役 社長	加賀谷 卓
委員	取締役 人事部長	熊谷 仁
委員	社外取締役 (監査等委員)	宮下 正彦
委員	社外取締役 (監査等委員)	浅井 宏行

(2021年6月29日現在)

ロ コムシスグループの業務執行体制、経営監視及び内部統制を図式化すると概ね次のとおりとなります。



(2021年6月29日現在)

## 八 その他の企業統治に関する事項

### a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定により、2006年5月の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしました。

また2015年4月の取締役会において、会社法及び会社法施行規則の改正に合わせ、基本方針の内容の一部改定を決議し、2017年6月の取締役会においては、監査等委員会設置会社への移行に対応するため、基本方針の内容の一部改定を決議しております。

当該基本方針に基づき、次のとおり取り組んでおります。

#### コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、コムシスグループ全体で共有する「コンプライアンス・プログラム」を制定し、その枠組みの中で「コンプライアンス行動指針」を定め、「コンプライアンス委員会」を設置しております。

コンプライアンス委員会は、社長を委員長とし、当社及び統括事業会社から選出された委員、全監査等委員により構成され、当社及びコムシスグループのコンプライアンス全体を統括し、その審議を通じてコムシスグループのコンプライアンス・マインドの向上、コンプライアンス体制の確立に取り組んでおります。コムシスグループ各社においても、同様のコンプライアンス委員会等を設置し、各社における教育、研修により、それぞれの企業理念や行動指針の一層の浸透を図り、コンプライアンス体制の構築に努めております。

#### リスク管理体制の整備状況

当社は、激しく変化する事業環境の中で、企業価値の維持・増大を図るためには、当社を取り巻くさまざまなリスクを適切に管理することが重要であると認識しており、事業を取り巻くビジネスリスクを含む事業に重大な影響を与えるリスクに対応するため、リスクマネジメント体制を強化しております。

リスク管理については、コムシスグループ全体を統括するため、社長を委員長、当社及び統括事業会社の取締役を委員とする「リスク管理委員会」を設置しております。

また、2006年8月に「リスク管理基本方針」を策定し、コムシスグループ各社を含めたリスクマネジメントを推進しております。さらに、コムシスグループ各社においても同様に委員会等を設置し、それぞれの業務リスクに応じて必要な対応を行い、存在するリスクの最小化に努める取り組みを進めております。

当社は、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を策定し、リスク管理の実践を通じて、当社及びコムシスグループにおける事業の継続・安定的発展の確保に努めることとしております。

また、ISO、COHSMS（建設業労働安全衛生マネジメントシステム）、OHSAS（労働安全衛生マネジメントシステム）、プライバシーマーク等の各マネジメントシステムについて、コムシスグループ各社の業務に適合させ、認証を取得、維持、運用することにより、各社の業務リスクへの対応を行っております。

#### CSRに対する取り組み

当社及びコムシスグループが社会の一員として、社会貢献を含む経済的及び社会的責任を積極的に果たすために、コムシスグループ全体を統括する「CSR委員会」を設置しております。

CSR委員会では、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、リスク管理、情報開示、情報保護、セキュリティ対策、社会貢献、環境等のテーマを対象としてCSR活動に取り組んでおります。

#### 情報管理体制の整備

取締役会、経営会議等の議事録並びに報告書その他取締役の業務執行に係る重要な文書・記録等については、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び管理しております。

また、業務の効率化や業務執行の効率化を図るため、情報セキュリティを確保した上で、様々な情報システムを導入し、最新の経営情報を共有できる仕組みの構築に取り組んでおります。

#### グループ会社の管理体制の整備

当社は、コムシスグループの主要な子会社である統括事業会社に対し、「コムシスグループ協定」に基づき、経営管理を行っております。また、統括事業会社は、統括事業会社が直接出資する子会社の経営を管理し、当社は統括事業会社が行う経営管理について、必要に応じて指導・助言を行うグループ運営体制としております。

コムシスグループ内の重要な意思決定事項については、コムシスグループの審議・報告ルールを明確にした「グループ会社運営基準」に基づき、子会社が行う重要な業務執行について、当社の経営会議及び取締役会において審議・報告するなど、当社への審議・報告制度を軸とした管理とモニタリングを実施する体制をとっております。

当社は、コムシスグループ全体を対象とする内部通報窓口を社内及び社外（法律事務所）に設置し、コムシスグループの使用人等からの通報による法令に違反する恐れのある事実等の報告を把握するとともに、公益通報者保護法に基づき通報者が不利益を被ることのない体制を整備し未然防止に取り組んでおります。

コムシスグループにおける業務の適正を確保するため、当社に設置したCSR委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の各種委員会は、統括事業会社の取締役等が委員として参画しその方針がコムシスグループ各社に浸透するよう努め、グループ各社の情報の共有化を図っております。

また、コムシスグループ各社の社長で構成される「コムシスグループ社長会」を定期的開催し、経営方針・施策の周知徹底を図っております。

#### 反社会的勢力を排除するための体制

当社及びコムシスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、企業としての社会的責任を果たすよう、一切の関係を遮断しております。また、関係を強要された時は、毅然とした態度で臨み、弁護士、警察等と連携しながら組織的に対応する体制を整備しております。

## 二 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定、当社定款第32条に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものであります。

#### 取締役に関する事項

##### イ 取締役の員数

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は13名以内、監査等委員である取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

##### ロ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、及び取締役の選任決議については累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

#### 株主総会決議に関する事項

##### イ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

当社は、取締役の責任免除について、取締役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。

当社は、株主への安定的・継続的な利益還元ができるよう、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定により、剰余金の配当（中間配当金）をすることができる旨を定款で定めております。

##### ロ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2をもって行う旨を定款で定めております。

## ( 2 ) 【 役員の状況】

## 役員一覧

男性 15名 女性 -名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 ( 百株 )
代表取締役 社長	加賀谷 卓	1957年 3月12日生	2005年 7月 日本電信電話株式会社第五部門担当部長 2008年 6月 東日本電信電話株式会社取締役千葉支店長 2012年 6月 同社常務取締役東京支店長 2014年 7月 同社常務取締役東京事業部長 2015年 6月 日本コムシス株式会社取締役副社長 2015年 6月 当社取締役 2016年 6月 日本コムシス株式会社代表取締役社長 ( 現任 ) 2016年 6月 当社代表取締役 2017年 6月 当社代表取締役社長 ( 現任 ) < 他の方の代表状況 > 2016年 6月 日本コムシス株式会社代表取締役社長	( 注 ) 2	256
取締役	佐藤 謙一	1957年 7月21日生	2007年 6月 東日本電信電話株式会社埼玉支店長 2010年 6月 同社取締役埼玉支店長 2011年 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 代表取締役副社長ネットワークビジネス 事業本部長 2013年 6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行 役員 N T T 事業本部長 2015年 6月 当社取締役 ( 現任 ) 2018年 6月 日本コムシス株式会社取締役専務執行 役員 N T T 事業本部長 2020年12月 サンワコムシスエンジニアリング株式 会社代表取締役副社長 2021年 4月 同社代表取締役社長 ( 現任 ) < 他の方の代表状況 > 2021年 4月 サンワコムシスエンジニアリング株式 会社代表取締役社長	( 注 ) 2	72
取締役	大村 佳久	1956年 4月 2日生	2009年 6月 東日本電信電話株式会社取締役コン シューマ事業推進本部オフィス営業推 進部長 2012年 6月 同社常務取締役ビジネス&オフィス事 業推進本部長 2013年 7月 同社常務取締役ビジネス&オフィス営 業推進本部長 2014年 6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行 役員 2016年 3月 株式会社つうけん取締役 2016年 4月 同社代表取締役副社長 2016年 6月 同社代表取締役社長 ( 現任 ) 2016年 6月 当社取締役 2020年 6月 日本コムシス株式会社取締役 2020年 6月 サンワコムシスエンジニアリング株式 会社取締役 2020年 6月 当社取締役 北海道ブロック担当 ( 現 任 ) 2020年 7月 日本コムシス株式会社取締役北海道支 店長 ( 現任 ) 2020年 7月 サンワコムシスエンジニアリング株式 会社取締役北海道支店長 ( 現任 ) < 他の方の代表状況 > 2016年 6月 株式会社つうけん代表取締役社長	( 注 ) 2	80



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	玉村 知史	1958年4月27日生	2007年6月 西日本電信電話株式会社静岡支店長 2010年6月 株式会社NTT西日本 - ホームテクノ 関西(現 株式会社NTTフィールド テクノ)代表取締役社長 2012年6月 西日本電信電話株式会社取締役九州事 業本部長兼福岡支店長 2015年6月 NDS株式会社顧問 2016年6月 同社専務取締役 2017年6月 同社代表取締役社長(現任) 2018年6月 中京テレビ放送株式会社社外監査役 (現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 2020年6月 株式会社エフエム愛知社外取締役(現 任) <他の会社の代表状況> 2017年6月 NDS株式会社代表取締役社長	(注)2	80
取締役 人事部長	熊谷 仁	1957年2月2日生	1979年3月 日本通信建設株式会社(現 日本コム シス株式会社)入社 2007年7月 東日本システム建設株式会社(現 株 式会社TOSYS)執行役員 2009年7月 日本コムシス株式会社NTT事業本部 アクセスシステム部アクセス事業改革 推進プロジェクト室長 2010年7月 同社執行役員 2013年6月 同社取締役執行役員経営企画部長 2013年6月 当社取締役経営企画部長 2016年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役 員 2018年6月 同社取締役専務執行役員 2019年6月 同社取締役専務執行役員人材育成部長 (現任) 2020年6月 当社取締役人事部長 コンプライア ンス、コムシスシェアードサービス株式 会社担当(現任)	(注)2	73
取締役 財務部長 兼 事業拡大 推進室長	尾崎 秀彦	1957年8月20日生	2007年4月 東日本電信電話株式会社相互接続推進 部長 2011年6月 株式会社NTTファシリティーズ取締 役財務部長 2014年6月 日本コムシス株式会社 入社 2014年6月 当社財務部担当部長 2014年7月 日本コムシス株式会社執行役員 2015年6月 株式会社つうけん取締役(現任) 2015年6月 日本コムシス株式会社取締役 2015年6月 サンワコムシスエンジニアリング株式 会社取締役(現任) 2015年6月 株式会社TOSYS取締役(現任) 2015年6月 コムシス情報システム株式会社取締役 (現任) 2015年6月 当社取締役財務部長 2017年6月 当社取締役財務部長兼事業拡大推進室 長 2018年10月 株式会社SYSKEN監査役(現任) 2018年10月 北陸電話工事株式会社監査役(現任) 2018年10月 NDS株式会社監査役(現任) 2019年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行 役員(現任) 2020年6月 当社取締役財務部長兼事業拡大推進室 長 IR、内部統制監査、総務担当 (現任)	(注)2	78

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	野池 秀幸	1964年2月26日生	2014年7月 東日本電信電話株式会社北海道事業部長兼北海道支店長 2016年6月 同社取締役北海道事業部長兼北海道支店長 2017年7月 同社取締役東京事業部長 2019年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員経営企画部長 2019年6月 当社経営企画部長 2020年6月 当社取締役経営企画部長 2021年4月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員N T T事業本部長(現任) 2021年6月 当社取締役 キャリア事業推進、株式会社T O S Y S、株式会社S Y S K E N、北陸電話工事株式会社担当(現任)	(注) 2	45
取締役	打出 邦彦	1961年4月7日生	2009年10月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社S E部ビジネス推進部門長 2012年10月 同社第三営業本部副本部長 2014年6月 エヌ・ティ・ティ・ワールドエンジニアリングマリン株式会社代表取締役社長 2017年7月 日本コムシス株式会社執行役員I Tビジネス事業本部副本部長 2018年6月 同社取締役執行役員I Tビジネス事業本部長 2020年6月 同社取締役常務執行役員I Tビジネス事業本部長(現任) 2020年6月 当社取締役 民需事業推進、コムシス情報システム株式会社担当(現任) 2020年12月 サンワコムシスエンジニアリング株式会社専務取締役(現任)	(注) 2	59
取締役 D X推進部長	北口 隆也	1964年12月21日生	2013年7月 株式会社エヌ・ティ・ティ・エムイーネットワークビジネス事業本部事業企画部門長 2016年7月 東日本電信電話株式会社I Tイノベーション部長 2018年6月 同社取締役I Tイノベーション部長 2019年7月 同社取締役デジタル革新本部副本部長 2020年7月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員D X推進本部長 2020年7月 当社D X推進部長 2021年4月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員D X推進本部長兼経営企画部長 2021年4月 当社D X推進部長兼経営企画部長 2021年6月 日本コムシス株式会社取締役常務執行役員D X推進本部長(現任) 2021年6月 当社取締役D X推進部長 経営企画担当(現任)	(注) 2	31
取締役 (監査等委員)	安永 敦	1962年5月21日生	1986年4月 日本通信建設株式会社(現 日本コムシス株式会社)入社 2007年4月 日本コムシス株式会社九州支店業務部長 2013年4月 同社人材育成部人事部長 2017年7月 同社執行役員 2017年7月 株式会社カントリー取締役事業統括部長 2020年6月 日本コムシス株式会社監査役(現任) 2020年6月 当社監査等委員会室長 2021年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注) 3	35

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	宮下 正彦	1956年10月3日生	1980年4月 警察庁入庁 1992年4月 弁護士(第一東京弁護士会所属)登録 友常木村見富法律事務所 1995年6月 シカゴ大学ロースクール修士課程卒 2001年6月 岡本硝子株式会社社外監査役 2004年3月 TMI総合法律事務所(現任) 2008年6月 当社社外監査役 2016年6月 当社社外取締役 2017年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	中戸川 健一	1951年7月3日生	1974年4月 東京都主税局入所 1976年4月 新和監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 1979年8月 公認会計士登録 1979年11月 税理士登録 1981年1月 中戸川公認会計士事務所所長(現任) 2013年11月 富士クラスタ株式会社社外監査役(現任) 2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	川名 浩一	1958年4月23日生	1982年4月 日揮株式会社(現 日揮ホールディングス株式会社)入社 2007年8月 同社執行役員営業統括本部新事業推進本部長 2009年7月 同社常務取締役営業統括本部長 2010年7月 同社代表取締役副社長 2011年7月 同社代表取締役社長最高執行責任者(COO) 2012年6月 同社代表取締役社長 2017年6月 同社取締役副会長 2018年6月 同社副会長 2019年6月 東京エレクトロンデバイス株式会社社外取締役(現任) 2019年6月 株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役(現任) 2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年6月 株式会社レノバ社外取締役(現任) 2020年12月 株式会社i space社外取締役(現任) 2021年4月 ルプリスト株式会社代表取締役社長(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	浅井 宏行	1958年2月5日生	1980年4月 住友金属鉱山株式会社入社 2008年10月 同社機能性材料事業部青梅事業所長 2012年6月 同社執行役員人事部長 2015年10月 同社執行役員人材開発部長 2017年6月 同社常務執行役員広報IR部長 2018年6月 同社取締役常務執行役員経営企画部長 2019年6月 同社取締役専務執行役員経営企画部長 2020年6月 同社顧問(現任) 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 (監査等委員)	山本 英生	1959年10月19日生	1983年4月 明治生命保険相互会社(現 明治安田生命保険相互会社)入社 2001年4月 同社京都支社業務教育部長 2009年4月 明治安田生命保険相互会社営業教育部実践販売研究室長 2014年4月 同社営業教育部長 2016年4月 同社営業企画部上席F Pコンサルタント 2018年8月 税理士登録 2019年4月 同社顧問(現任) 2019年4月 山本英生税理士事務所所長(現任) 2021年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計					809

- (注) 1 取締役 宮下正彦氏、中戸川健一氏、川名浩一氏、浅井宏行氏及び山本英生氏は、社外取締役であります。  
2 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年間  
3 2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から2年間

#### 社外取締役

当社の社外取締役は5名であり、5名全員が監査等委員であります。

以下に示すとおり、当社の社外取締役である宮下正彦氏、中戸川健一氏、川名浩一氏、浅井宏行氏、山本英生氏本人と当社との間に、独立性を損なうような人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

同時に当社は、社外役員の独立性に関する事項に該当する、全ての社外役員を独立役員として届け出ることを方針として定めていることから、5名全員が一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

さらに、社外取締役の経歴各社と当社及びコムシスグループとの間に、独立性を損なうような人的関係、資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役を選任するにあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、当社の経営に対して助言、監督できる以下のいずれかの経験・資質を持つ人材を重視しております。

他社の役員・経営幹部の経歴があり、会社経営に精通している者

法令・会計等の専門的知見を有している者

社外取締役の各氏は、海外事業を含む各業界での長年の経験、企業経営に関する豊富な経験、弁護士としての法令についての高度な能力、公認会計士としての財務に関する高度な能力、税理士としての税務に関する高度な能力等の幅広い見識、豊富な知識を有しており、多角的視点での適切なアドバイスを期待しております。また、客観的立場から監査・監督を遂行していただけるとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に貢献していただけるものと判断しております。

また、監査等委員である社外取締役は監査等委員会において、内部監査や会計監査の現地監査に立ち会った監査等委員から、それら監査の状況や結果等の報告を受けるとともに、必要に応じて内部統制監査部と直接意見交換を行い、会計監査人とも定期的なミーティングを開催し意見交換を行うなど、緊密な連携体制を整備しております。

## (3) 【監査の状況】

## 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社の内部監査の組織は、内部統制監査部の内部組織として内部監査室及び内部統制室を設置し、それぞれ要員20名、3名(2021年6月29日現在)の体制としております。

内部監査室は経営トップの方針に基づいた内部監査方針を策定し、当社及びコムシスグループ各社に対する内部監査を実施しており、業務遂行の適法性・妥当性等を確保し、経営上の各種リスクの最小化と企業品質向上への寄与に努めております。内部統制室は財務報告に係る内部統制の運用方針を策定し、当社及びコムシスグループ各社への内部統制の定着化の指導や有効性評価を実施しております。

当社の監査等委員会は、社外取締役5名を含む6名により構成されております。監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員として安永敦氏を選定しており、経営会議、コンプライアンス委員会等社内の重要会議及び委員会に定例メンバーとして出席し、業務執行状況について随時確認し意見を述べる体制を整備しております。なお、監査等委員である中戸川健一氏は公認会計士として財務及び会計に関する高度な専門的知識を、山本英生氏は税理士として税務に関する高度な専門的知識を有しております。監査等委員会は、取締役会開催に先立ち定期的開催されるほか、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は合計10回開催し、監査等委員全員が全ての回に出席しております。主な検討事項は、監査計画策定、監査報告書の作成、会計監査人の選任、取締役の指名・報酬に関する意見の決定等であります。

こうした監査等委員会の活動を補助し監査の円滑な遂行を支援するために、監査等委員会室を設置しております。監査等委員会の職務を補助すべき取締役は設けておりませんが、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、監査等委員会室長1名及び1名のスタッフを配置しております。

監査等委員会規則に基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、当社及びコムシスグループの取締役及び使用人は監査等委員に報告することとしております。また、監査等委員が必要と判断したときは、当社及びコムシスグループの取締役及び使用人に対して、前記の報告やその他必要な報告を求めることができる体制を確保しております。

さらに、業務執行の課題等について、社長に直接意見具申する場として、別途、定例的なミーティングを開催しており、当事業年度は2回開催しております。

当社の監査等委員は、監査計画に従い、会計監査人等に同行し、会計監査や内部監査の実地監査に立ち会うなど、会計監査人や内部統制監査部と緊密な連携を図ることにより、業務執行が適正かつ効率的に行われているかを常に監視できる体制を築いております。また、コムシスグループ主要会社の監査役と定例的会議を開催し、情報の共有、意見交換を行うなどコムシスグループ間での連携を密にして監査の実効性を確保いたします。当事業年度は5回開催しております。

## 会計監査の状況

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査において、会計監査人に仰星監査法人を選任し、経営情報を正しく提供するなど、公正不偏な会計監査を受けております。当期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

## イ 監査法人の名称

仰星監査法人

## ロ 継続監査期間

2012年3月期以降

## ハ 業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 川崎 浩氏

公認会計士 原 伸夫氏

公認会計士 新島 敏也氏

## ニ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 15名

その他 6名

## ホ 監査法人の選定方針と理由

監査の対応方針を含む監査の実施方針による適正かつ適切な監査活動が実施され、独立性の保持を含む品質管理体制に加え、当社グループの事業内容、業態等を踏まえた監査業務・専門性・適切なコミュニケーション等を総合的に勘案し適任と判断いたしました。

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## ヘ 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人の評価に際して、総合的監査能力、組織及び体制、監査遂行状況及び品質管理、独立性、業務執行側の評価、監査費用、監査実績を考慮すべき事項として基準を設けております。当連結会計年度における評価を当該基準に当てはめて行った結果、評価基準を満たしておりました。

## 監査報酬の内容等

## イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	66	-	72	-
連結子会社	47	1	47	9
計	114	1	120	9

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、財務デュー・ディリジェンスに係る業務についての対価を支払っております。

## ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(イを除く)

該当事項はありません。

## ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

## ニ 監査報酬の決定方針

会計監査人より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間数等の妥当性を勘案した上で決定しております。

## ホ 監査等委員会による監査報酬の同意理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠の適正性等について検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申内容に基づいた役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年2月5日開催の取締役会において決議いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）について、以下のとおりであります。

## イ 報酬額等の決定の基本方針

報酬等の額の決定にあたっては、次の事項を基本方針といたします。

- ・持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- ・企業理念を実践する優秀な人材を取締役（監査等委員である取締役を除く。）として登用できる報酬とする。

## ロ 報酬額等の体系および業績連動報酬の概要

報酬等の種別	項目	内容												
固定報酬	基本報酬	当社で役位別に定められた基本額と兼職する統括事業会社の職務に応じて算定される職務報酬からの体系となっており、当社役位別支給分と統括事業会社支給分を分け、固定額を現金報酬として支給することとしております。												
業績連動報酬	賞与	<p>基本報酬に所定の業績評価を加味した指数を乗じて算出し、現金報酬として賞与を支給することとしております。</p> <p>業績評価指数は、当社として重要な指標であると認識している連結売上高、連結営業利益の対前期および対計画達成度により決定しておりますが、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）が兼職する統括事業会社における売上高、営業利益の対前期および対計画達成度による定性評価を加味したものとしております。</p> <p>最近事業年度における指標の達成度は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>前期（達成度）</th> <th>計画（達成度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結売上高</td> <td>563,252</td> <td>560,882 (100.4%)</td> <td>560,000 (100.6%)</td> </tr> <tr> <td>連結営業利益</td> <td>41,572</td> <td>38,953 (106.7%)</td> <td>38,000 (109.4%)</td> </tr> </tbody> </table>		実績	前期（達成度）	計画（達成度）	連結売上高	563,252	560,882 (100.4%)	560,000 (100.6%)	連結営業利益	41,572	38,953 (106.7%)	38,000 (109.4%)
	実績	前期（達成度）	計画（達成度）											
連結売上高	563,252	560,882 (100.4%)	560,000 (100.6%)											
連結営業利益	41,572	38,953 (106.7%)	38,000 (109.4%)											
非金銭報酬 （長期インセンティブ型報酬）	譲渡制限付株式報酬	事前交付型の譲渡制限付株式報酬制度を取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」）に導入し、各対象取締役の基本報酬に応じて権利付与株数を決定しております。対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的とし、各対象取締役の当社及び統括事業会社における職務に応じて、当社が負担する報酬割合を決定しております。												
	通常型ストックオプション	権利行使価額を発行時の時価以上とする通常型ストックオプション制度を対象取締役に導入し、各対象取締役の基本報酬に応じて権利付与株数を決定しております。当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、各対象取締役の当社及び統括事業会社における職務に応じて、当社が負担する報酬割合を決定しております。												

（注）当社は2020年6月26日開催の第17回定時株主総会の決議に基づき、同日付で株式報酬型ストックオプション制度から譲渡制限付株式報酬制度へ変更しております。

## 八 役位に応じた個人別の報酬等の種類ごとの割合の目安

役 位	固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (長期インセンティブ報酬)
代表取締役社長	50%	20%	30%
取締役 (監査等委員を除く)	60%	20%	20%

### 二 報酬等の内容の決定方法

報酬等の内容の決定については、株主総会にて承認されている限度額の範囲内で取締役会において決議するものといたします。

なお、2020年6月26日に開催した第174回取締役会において、当事業年度における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（基本報酬）に関する決定権限を、2021年6月29日に開催した第183回取締役会において、当事業年度における当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬（賞与）の支給についての決定権限を、代表取締役社長 加賀谷卓に一任しております。

これらの権限を委任した理由は、当社の代表取締役としてグループ全体の業績等を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当業務についての評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

非金銭報酬（長期インセンティブ報酬）の割当数は取締役会において決議するものとしております。

### ホ 当事業年度における報酬等の額の決定過程における取締役会および指名・報酬諮問委員会の活動状況 当事業年度の報酬等の額の決定過程における指名・報酬諮問委員会の活動内容は以下のとおりです。

- 2019年12月12日 第8回指名・報酬諮問委員会
  - ・株式報酬制度の見直しについて
- 2020年2月5日 第9回指名・報酬諮問委員会
  - ・株式報酬制度の見直しに関する答申内容について
- 2020年4月23日 第10回指名・報酬諮問委員会
  - ・取締役報酬の基本方針及び2020年度の役員報酬について

当事業年度の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容は以下のとおりです。

- 2020年5月13日 第172回取締役会
  - ・株式報酬制度の見直しによる譲渡制限付株式報酬制度の導入に関する件
- 2020年6月26日 第174回取締役会
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 2020年8月7日 第175回取締役会
  - ・譲渡制限付株式報酬の支給及び開示の件
  - ・通常型ストックオプションとしての第22回新株予約権の発行及び開示の件
- 2021年2月5日 第178回取締役会
  - ・取締役の報酬等の決定方針に関する件
- 2021年6月29日 第182回取締役会
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与支給の件

### ヘ 報酬等に関する株主総会決議内容

2017年6月29日開催の第14回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額について年額400百万円以内と決議しております。また、2020年6月26日開催の第17回定時株主総会において、対象取締役に対して、当該報酬限度の枠内で、譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬限度額を年度100百万円以内、年40,000株以内と決議しております。また、通常型ストックオプションにつきまして、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することについて、株主総会において決議しております。（2018年6月26日開催第15回定時株主総会、2019年6月25日開催第16回定時株主総会、2020年6月26日開催第17回定時株主総会）

### ト 当該事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会もその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。



監査等委員である取締役について、以下のとおりであります。

イ 報酬額等の決定の基本方針

報酬等の額の決定にあたっては、次の事項を基本方針といたします。

- ・ 監査業務や業務執行の監督等の職務遂行が可能な人材を登用できる報酬とする。
- ・ 経営の意思決定・経営判断に参加することに加えて、その妥当性も監視・監督が可能な人材を登用できる報酬とする。

ロ 報酬額等の体系

監査等委員である取締役の職務の適正性を確保する観点から固定的な報酬である「基本報酬」のみを原則といたします。

ハ 報酬等の額の決定方法

報酬等の額は、株主総会にて承認されている限度額の範囲内で、監査等委員会において協議の上、決議するものといたします。

ニ 当事業年度における報酬等の額の決定過程における監査等委員会の活動状況

当事業年度の役員の報酬等の額の決定過程における監査等委員会の活動内容は以下のとおりです。

2020年6月26日 第33回監査等委員会

- ・ 監査等委員の報酬額の協議に関する件

ホ 報酬等に関する株主総会決議内容

2017年6月29日開催の第14回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額について年額80百万円以内と決議しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬 (賞与)	非金銭報酬 (長期インセンティブ型報酬)	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	180	88	31	60	14
監査等委員である取締役 (社外取締役を除く。)	15	15	-	-	1
社外役員	40	40	-	-	5

(注) 固定報酬(基本報酬)及び業績連動報酬(賞与)に含まれる非金銭報酬等はありません。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的とは専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合を言うと考えております。

## 提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

## イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

## a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社及び当社グループは中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断した株式を保有致します。

政策保有目的で保有する株式については、毎年、取締役会において、個別銘柄毎に取引関係強化等の観点から保有の意義及び保有に伴う収益やリスクが資本コストに見合っているか等について検証します。検証の結果、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄については、市場環境を勘案しながら、一定期間内に縮減を図ります。

なお、当連結会計年度におきましては2021年3月25日開催の第180回取締役会において2020年12月末時点で保有する株式について上記検証を行い、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄について縮減・売却を進める方針を決議しております。

## b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

## c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

## ロ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 日本コムシス株式会社における株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資会社の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である日本コムシス株式会社については以下のとおりであります。

## イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

## a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

日本コムシス株式会社は当社グループ会社として中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断した株式を保有致します。

政策保有目的で保有する株式については、個別銘柄毎に取引関係強化等の観点から保有の意義及び保有に伴う収益やリスクが資本コストに見合っているか等について検証し、完全親会社である当社へと報告しております。なお、当社取締役会における検証の結果、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄については、市場環境を勘案しながら、一定期間内に縮減を図ることとしております。

## b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	26	472
非上場株式以外の株式	12	8,554

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	100	ITソリューション事業等における事業提携先との協業促進を図るため
非上場株式以外の株式	-	-	-

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	59
非上場株式以外の株式	3	1,619

## c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

## 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
住友不動産(株)	873,000	873,000	社会システム関連事業等における取引関係の維持、強化	有
	3,409	2,300		
戸田建設(株)	1,892,000	1,892,000	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	1,534	1,190		
(株)インターネットイ ニシアティブ	534,800	267,400	ITソリューション事業における取引関係の維持、強化 当事業年度中の株式分割により株式数が増加	無
	1,389	947		
京浜急行電鉄(株)	326,000	326,000	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	544	592		
日比谷総合設備(株)	200,000	200,000	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	388	387		
(株)ミライト・ホール ディングス	153,574	153,574	NTT設備事業等における効率的な施工のための連携等	有
	280	206		
JESCOホール ディングス(株)	400,000	400,000	NTT設備事業における取引関係の維持、強化	無
	250	96		
(株)協和エクシオ	75,717	75,717	NTT設備事業等における効率的な施工のための連携等	前事業年度：有 当事業年度：無
	221	182		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本電信電話(株)	65,120	65,120	NTT設備事業等における取引関係の維持、強化	無
	185	167		
大豊建設(株)	40,833	40,833	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	158	92		
(株)安藤・間	160,500	160,500	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	136	110		
(株)ナカヨ	36,200	36,200	ITソリューション事業における取引関係の維持、強化	有
	55	52		
富士ソフト(株)	-	284,200	-	有
	-	987		
(株)NTTドコモ	-	50,000	-	無
	-	168		
サクサホールディングス(株)	-	30,100	-	有
	-	45		

(注) 1 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

- 2 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、保有の合理性は、当社の資本コストから算出した株式の年間保有コストに対し、株式を保有することにより生じる取引で見込める年間利益、株式の年間配当及び年換算をした株式のキャピタルゲインの合算額が上回っているか、判定を行い検証しております。

## みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本電信電話(株)	412,000	412,000	退職給付信託として保有	無
	1,170	1,061		
日比谷総合設備(株)	430,000	430,000	退職給付信託として保有	有
	835	833		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,010,580	1,010,580	退職給付信託として保有	有
	597	407		
KDDI(株)	136,800	136,800	退職給付信託として保有	無
	464	436		
(株)NTTデータ	150,000	150,000	退職給付信託として保有	無
	256	156		
(株)みずほフィナンシャルグループ	8,800	88,000	退職給付信託として保有 当事業年度中の株式併合により株式数が減少	有
	14	10		
NECネットエスアイ(株)	7,200	2,400	退職給付信託として保有 当事業年度中の株式分割により株式数が増加	無
	14	10		
(株)NTTドコモ	-	750,000	-	無
	-	2,532		

(注) 1 「-」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

3 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、退職給付信託として保有する株式の経済合理性の検証は、配当の状況等を踏まえて実施しております。

保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

## N D S 株式会社における株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資会社の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最大保有会社の次に大きい会社N D S 株式会社については以下のとおりであります。

## イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

## a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

N D S 株式会社は当社グループ会社として中長期的な視点に立ち、当社の企業価値を高めるために、お客様・取引先との信頼関係強化・維持を図るとともに、取引の拡大、協業によるビジネスメリットが得られると判断した株式を保有致します。

政策保有目的で保有する株式については、個別銘柄毎に取引関係強化等の観点から保有の意義及び保有に伴う収益やリスクが資本コストに見合っているか等について検証し、完全親会社である当社へと報告しております。なお、当社取締役会における検証の結果、保有の意義や妥当性が認められなくなったと判断した銘柄については、市場環境を勘案しながら、一定期間内に縮減を図ることとしております。

## b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	22	248
非上場株式以外の株式	22	6,841

## ( 当事業年度において株式数が増加した銘柄 )

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

## ( 当事業年度において株式数が減少した銘柄 )

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	2	2,016

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)アイチコーポレーション	2,072,259	2,072,259	NTT設備事業等における取引関係の維持、強化	有
	1,844	1,419		
日比谷総合設備(株)	435,850	435,850	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	846	844		
日本電信電話(株)	225,216	225,216	NTT設備事業等における取引関係の維持、強化	無
	640	580		
(株)マキタ	127,050	127,050	ITソリューション事業における取引関係の維持、強化	有
	602	421		
(株)協和エクシオ	174,244	174,244	NTT設備事業等における効率的な施工のための連携等	前事業年度：有 当事業年度：無
	509	419		
名工建設(株)	391,759	391,759	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	423	384		
矢作建設工業(株)	403,565	403,565	社会システム関連事業における取引関係の維持、強化	有
	338	315		
(株)ミライト・ホールディングス	147,789	147,789	NTT設備事業等における効率的な施工のための連携等	有
	270	199		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	448,300	448,300	社会システム関連事業等における取引関係の維持、強化	有
	265	180		
日東工業(株)	96,912	96,912	ITソリューション事業における取引関係の維持、強化	有
	196	167		

(注) 定量的な保有効果については秘密保持の観点から記載を控えさせていただきます。なお、保有の合理性は、当社の資本コストから算出した株式の年間保有コストに対し、株式を保有することにより生じる取引で見込める年間利益、株式の年間配当及び年換算をした株式のキャピタルゲインの合算額が上回っているか、判定を行い検証しております。

- 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)に準じて記載しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」(1949年建設省令第14号)により作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、仰星監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構への加入及び同機構が主催するセミナーへの参加等の取組みを行っております。



## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金預金	35,992	33,259
受取手形・完成工事未収入金等	3 177,267	3 194,671
リース投資資産	5,320	5,223
未成工事支出金等	5 26,070	5 28,178
販売用不動産	2,750	2,905
商品	991	980
材料貯蔵品	2,046	2,376
その他	6,776	11,406
貸倒引当金	135	139
流動資産合計	257,080	278,860
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物・構築物	90,025	92,740
減価償却累計額	47,342	49,060
建物・構築物(純額)	2 42,683	2 43,679
機械、運搬具及び工具器具備品	58,918	60,591
減価償却累計額	32,048	33,421
機械、運搬具及び工具器具備品(純額)	26,869	27,169
土地	2, 4 67,285	2, 4 67,483
リース資産	2,983	3,417
減価償却累計額	1,384	1,630
リース資産(純額)	1,599	1,787
建設仮勘定	175	574
有形固定資産合計	138,612	140,694
<b>無形固定資産</b>		
のれん	3,902	3,062
その他	3,940	4,414
無形固定資産合計	7,842	7,477
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	1, 2 26,084	1, 2 25,098
長期貸付金	881	3,586
繰延税金資産	3,283	3,127
退職給付に係る資産	11,076	15,464
その他	1 5,533	1 5,535
貸倒引当金	352	425
投資その他の資産合計	46,507	52,387
固定資産合計	192,962	200,559
資産合計	450,043	479,419

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	2 80,289	2 87,812
短期借入金	2 7,038	2 5,141
未払法人税等	5,318	9,251
未成工事受入金	5,097	5,346
完成工事補償引当金	235	252
工事損失引当金	728	665
損害補償損失引当金	-	309
その他	19,335	19,451
流動負債合計	118,042	128,229
固定負債		
長期借入金	2 1,107	2 464
繰延税金負債	656	823
再評価に係る繰延税金負債	1,315	1,303
退職給付に係る負債	14,123	13,535
役員退職慰労引当金	587	612
その他	3,516	3,643
固定負債合計	21,307	20,382
負債合計	139,349	148,611
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	92,203	92,552
利益剰余金	241,033	260,846
自己株式	27,125	33,284
株主資本合計	316,111	330,114
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,264	3,322
繰延ヘッジ損益	12	0
土地再評価差額金	8,028	8,046
退職給付に係る調整累計額	1,780	2,163
その他の包括利益累計額合計	8,557	2,559
新株予約権	652	764
非支配株主持分	2,487	2,489
純資産合計	310,694	330,807
負債純資産合計	450,043	479,419

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	560,882	563,252
売上原価	2, 6 487,269	2, 6 487,262
売上総利益	73,612	75,989
販売費及び一般管理費	1, 2 34,658	1, 2 34,417
営業利益	38,953	41,572
営業外収益		
受取利息	42	23
受取配当金	721	1,138
固定資産賃貸料	330	283
その他	450	597
営業外収益合計	1,545	2,043
営業外費用		
支払利息	52	33
賃貸費用	174	148
新型コロナウイルス感染症関連費用	-	285
為替差損	45	-
その他	162	205
営業外費用合計	434	673
経常利益	40,064	42,941
特別利益		
投資有価証券売却益	523	2,320
固定資産売却益	3 27	3 73
その他	107	532
特別利益合計	658	2,926
特別損失		
固定資産除却損	4 78	4 71
減損損失	5 494	5 1,526
損害補償損失引当金繰入額	-	309
投資有価証券評価損	350	-
その他	320	695
特別損失合計	1,244	2,603
税金等調整前当期純利益	39,478	43,264
法人税、住民税及び事業税	13,269	16,176
法人税等調整額	64	2,264
法人税等合計	13,333	13,911
当期純利益	26,144	29,352
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失( )	149	16
親会社株主に帰属する当期純利益	25,994	29,369

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	26,144	29,352
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,548	2,069
繰延ヘッジ損益	12	13
退職給付に係る調整額	978	3,945
その他の包括利益合計	2,539	6,027
包括利益	23,605	35,380
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	23,457	35,385
非支配株主に係る包括利益	147	4

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	91,549	223,261	20,539	304,271
当期変動額					
剰余金の配当			8,345		8,345
親会社株主に帰属する当期純利益			25,994		25,994
自己株式の取得				8,005	8,005
自己株式の処分		146		778	925
子会社の自己株式の取得による持分の変動		65			65
連結子会社株式の取得による持分の増減		74			74
連結範囲の変動					-
株式交換による増加		517		639	1,157
土地再評価差額金の取崩			122		122
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	654	17,771	6,586	11,839
当期末残高	10,000	92,203	241,033	27,125	316,111

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	2,810	0	7,905	802	5,898	657	2,428	301,459
当期変動額								
剰余金の配当								8,345
親会社株主に帰属する当期純利益								25,994
自己株式の取得								8,005
自己株式の処分								925
子会社の自己株式の取得による持分の変動								65
連結子会社株式の取得による持分の増減								74
連結範囲の変動								-
株式交換による増加								1,157
土地再評価差額金の取崩								122
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,546	12	122	977	2,659	4	58	2,604
当期変動額合計	1,546	12	122	977	2,659	4	58	9,234
当期末残高	1,264	12	8,028	1,780	8,557	652	2,487	310,694

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	92,203	241,033	27,125	316,111
当期変動額					
剰余金の配当			10,114		10,114
親会社株主に帰属する当期純利益			29,369		29,369
自己株式の取得				7,004	7,004
自己株式の処分		178		511	689
子会社の自己株式の取得による持分の変動					-
連結子会社株式の取得による持分の増減		8			8
連結範囲の変動		4	539		544
株式交換による増加		156		334	490
土地再評価差額金の取崩			18		18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	348	19,813	6,158	14,002
当期末残高	10,000	92,552	260,846	33,284	330,114

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	1,264	12	8,028	1,780	8,557	652	2,487	310,694
当期変動額								
剰余金の配当								10,114
親会社株主に帰属する当期純利益								29,369
自己株式の取得								7,004
自己株式の処分								689
子会社の自己株式の取得による持分の変動								-
連結子会社株式の取得による持分の増減								8
連結範囲の変動								544
株式交換による増加								490
土地再評価差額金の取崩								18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,058	13	18	3,944	5,997	111	1	6,110
当期変動額合計	2,058	13	18	3,944	5,997	111	1	20,113
当期末残高	3,322	0	8,046	2,163	2,559	764	2,489	330,807

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	39,478	43,264
減価償却費	9,150	9,279
減損損失	494	1,526
のれん償却額	1,097	1,132
貸倒引当金の増減額(は減少)	5	70
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	118	310
受取利息及び受取配当金	764	1,162
支払利息	52	33
売上債権の増減額(は増加)	7,711	16,670
未成工事支出金等の増減額(は増加)	1,702	2,338
仕入債務の増減額(は減少)	1,896	5,803
投資有価証券売却損益(は益)	523	2,278
投資有価証券評価損	350	-
その他の資産の増減額(は増加)	2,573	4,091
その他の負債の増減額(は減少)	2,059	1,309
その他	856	462
小計	50,827	36,651
利息及び配当金の受取額	764	1,161
利息の支払額	51	33
法人税等の支払額	14,043	12,311
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,496	25,469
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の純増減額(は増加)	570	178
投資有価証券の取得による支出	261	115
投資有価証券の売却による収入	887	5,870
子会社株式の取得による支出	265	410
有形固定資産の取得による支出	10,264	10,533
無形固定資産の取得による支出	920	1,618
有形固定資産の売却による収入	189	562
貸付けによる支出	76	3,051
貸付金の回収による収入	170	217
保険積立金の積立による支出	176	189
保険積立金の解約による収入	496	99
その他	271	128
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,919	8,861

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,080	1,033
長期借入金の返済による支出	2,456	1,938
自己株式の取得による支出	8,024	7,018
自己株式の売却による収入	645	508
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	83	4
子会社の自己株式の取得による支出	1	-
配当金の支払額	8,345	10,114
非支配株主への配当金の支払額	13	13
ファイナンス・リース債務の返済による支出	460	593
その他	-	50
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,819	20,258
現金及び現金同等物に係る換算差額	31	21
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	7,725	3,629
現金及び現金同等物の期首残高	27,778	35,503
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	1,061
現金及び現金同等物の期末残高	35,503	32,936



【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 71社

主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略していません。

前連結会計年度において非連結子会社であった琉球通信工事株式会社、北有建設株式会社、炭平コンピュータシステム株式会社の3社は、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

2020年4月1日に連結子会社であった通信電設株式会社は、連結子会社であるコムシスエンジニアリング株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅し、連結子会社であった株式会社エヌサイトは、連結子会社であるNDSインフォス株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅し、連結子会社であったみつぼしテクノ株式会社は、連結子会社である北話エンジニアリング株式会社(金沢電話工事株式会社から商号変更)を存続会社とする吸収合併により消滅しております。これにより、通信電設株式会社、株式会社エヌサイト、みつぼしテクノ株式会社を連結の範囲から除外しております。

2020年4月1日に連結子会社であった東邦工事株式会社は、株式譲渡により連結の範囲から除外しております。

2020年7月1日に連結子会社であった株式会社テレコムサービスは、連結子会社である北話エンジニアリング株式会社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。これにより、株式会社テレコムサービスを連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社名は、次のとおりであります。

コムエントラスト株式会社(日新電話設備株式会社から商号変更)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数

該当なし

(2) 持分法非適用の非連結子会社(コムエントラスト株式会社外)及び関連会社(資材リンコム株式会社外)は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社71社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

1 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

イ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

ロ 時価のないもの

移動平均法による原価法

## (2) たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

  未成工事支出金

    個別法による原価法

    商品

    主として移動平均法による原価法

  材料貯蔵品

    主として移動平均法による原価法

  仕掛不動産

    個別法による原価法

    販売用不動産

    個別法による原価法

## 2 重要な減価償却資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

  主として定率法を採用しております。

  ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

  なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

  建物          7～50年

  構築物      10～50年

## (2) 無形固定資産

  定額法を採用しております。

  なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

## (3) リース資産

  所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

    リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3 重要な引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

  売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 完成工事補償引当金

  完成工事の瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

## (3) 工事損失引当金

  受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における未引渡工事の損失見込額を計上しております。

## (4) 役員退職慰労引当金

  一部の連結子会社は役員の退職慰労金支給に備えるため、会社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

## (5) 損害補償損失引当金

  将来の損害補償損失に備えるため、当連結会計年度末において発生の可能性が高く、かつ、損失の金額を合理的に見積もることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。

#### 4 退職給付に係る会計処理の方法

##### (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

##### (2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10～16年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

##### (3) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 5 重要な収益及び費用の計上基準

##### 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

一部の連結子会社は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗度の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

#### 6 のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間にわたって均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生年度に一括償却しております。

#### 7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### 8 その他連結財務諸表作成のための重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理について

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

##### (2) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

##### (3) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

##### (4) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## (重要な会計上の見積り)

## (工事進行基準による収益認識)

一部の連結子会社は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事について工事進行基準を適用しております。工事の進捗度の見積りは原価比例法を採用しており、工事進行基準の適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における進捗度を合理的に見積りを行っております。

## (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
工事進行基準による売上高	52,069

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事進行基準による収益の計上の基礎となる工事原価総額は、工事契約ごとの実行予算を使用して見積りを行っておりますが、実行予算の策定にあたっては、必要となる施工内容に応じた外注費及び材料等の調達価格の見積りに不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、工事原価総額の見積りと実際の累積発生原価に重要な乖離がある場合、または工事原価総額の見積りに重要な変更が生じた場合に、翌連結会計年度における進捗部分に係る売上高が適切に反映されない可能性があります。

## (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

## (1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

## (2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用します。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## (表示方法の変更)

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、区分掲記しておりました特別利益の「受取補償金」は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」に表示していた「受取補償金」84百万円、「その他」22百万円は、「その他」107百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、区分掲記しておりました特別損失の「特別退職金」は、金額的重要性が乏しくなったため「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」に表示していた「特別退職金」151百万円、「その他」169百万円は、「その他」320百万円として組み替えております。

## (「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

## (連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	2,909百万円	2,346百万円
投資その他の資産その他(出資金)	100 "	51 "

## 2 担保提供資産

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物	72百万円	93百万円
土地	681 "	681 "
投資有価証券	14 "	17 "
計	768百万円	792百万円

(注)上記の他、営業保証金の代用として投資有価証券10百万円を供託しております。

## 担保対応債務

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
工事未払金	3百万円	11百万円
短期借入金	445 "	425 "
長期借入金	823 "	515 "
計	1,271百万円	951百万円

## 3 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
受取手形裏書譲渡高	5百万円	19百万円

## 4 土地の再評価

連結子会社である日本コムシス株式会社は、土地の再評価に関する法律（1998年3月31日法律第34号・最終改正2005年7月26日法律第87号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しております。

## ・再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日政令第119号・最終改正2006年1月27日政令第12号）第2条第4号に定める評価額に合理的な調整を行って算定しております。

## ・再評価を行った年月日

2002年3月31日

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	5,032百万円	6,877百万円

## 5 未成工事支出金及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

工事損失引当金に対応する未成工事支出金の額

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未成工事支出金	36百万円	23百万円

## (連結損益計算書関係)

## 1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
従業員給与	15,088百万円	15,376百万円

## 2 一般管理費及び売上原価に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	200百万円	182百万円

## 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物・構築物	0百万円	11百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	17 "	58 "
土地	10 "	3 "
計	27百万円	73百万円

## 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物・構築物	44百万円	51百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	14 "	15 "
その他	20 "	5 "
計	78百万円	71百万円

## 5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
茨城県つくば市	遊休資産	土地・建物等	237
長野県松本市	遊休資産	土地・建物等	90
栃木県宇都宮市	事業用資産	建物・構築物等	81
東京都新宿区	事業用資産	ソフトウェア	62
東京都品川区	遊休資産	建物・備品	10
新潟県上越市	遊休資産	土地	11

当社グループは、事業用資産については事務所等の管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

茨城県つくば市及び長野県松本市の遊休資産については、遊休となった土地・建物等について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、不動産鑑定評価額に基づく正味売却価額により測定しております。

栃木県宇都宮市の事業用資産については、事業所の移転を意思決定したことに伴い、建物・構築物等の帳簿価額を使用価値まで減額しております。なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローの見積期間が短期間であるため、割引計算を行っておりません。

東京都新宿区の事業用資産については、利用終了の意思決定がされたソフトウェアについて、帳簿価額を使用価値まで減額しております。なお、使用価値については、将来キャッシュ・フローの見積期間が短期間であるため、割引計算を行っておりません。

東京都品川区の遊休資産については、店舗の閉鎖を行った建物・備品について、回収可能額を零として帳簿価額を減額しております。

新潟県上越市の遊休資産については、遊休となった土地について帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、路線価に基づく正味売却価額により測定しております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
主として東北地方	事業用資産	機械装置等	1,487
三重県度会郡	保養所	土地・建物等	23
熊本県天草市	遊休資産	土地	7
東京都品川区	事業用資産	建物・備品等	8

当社グループは、事業用資産については事務所等の管理会計上の区分を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

主として東北地方の事業用資産については、処分の意思決定がされた機械装置等について、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

三重県度会郡の保養所については、土地・建物等の売買契約を締結したことに伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は、売買契約に基づく正味売却価額により測定しております。

熊本県天草市の遊休資産については、遊休となった土地について、帳簿価額を備忘価額まで減額しております。

東京都品川区の事業用資産については、閉鎖の意思決定を行った事業所の建物・備品等について、回収可能価額を零として帳簿価額を減額し、当該減少額及び原状回復費用を減損損失として計上しております。

6 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額（は工事損失引当金戻入額）は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
工事損失引当金繰入額	276百万円	62百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,005	5,229
組替調整額	188	2,291
税効果調整前	2,194	2,937
税効果額	645	868
その他有価証券評価差額金	1,548	2,069
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	17	18
税効果調整前	17	18
税効果額	5	5
繰延ヘッジ損益	12	13
退職給付に係る調整額		
当期発生額	1,290	5,315
組替調整額	121	379
税効果調整前	1,411	5,695
税効果額	433	1,749
退職給付に係る調整額	978	3,945
その他の包括利益合計	2,539	6,027



(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	141,000,000	-	-	141,000,000

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	12,299,356	2,689,291	823,700	14,164,947

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	2,687,600株
単元未満株式の買取による増加	1,691株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	80株
ストック・オプション行使による減少	440,400株
株式交換による減少	383,220株

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	652
合計			-	-	-	-	652

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	3,861	30.00	2019年3月31日	2019年6月26日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	4,484	35.00	2019年9月30日	2019年12月4日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,073	40.00	2020年3月31日	2020年6月29日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	141,000,000	-	-	141,000,000

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	14,164,947	2,222,584	425,676	15,961,855

（変動事由の概要）

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	2,221,200株
単元未満株式の買取による増加	1,384株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	102株
ストック・オプション行使による減少	230,300株
譲渡制限付株式報酬としての処分による減少	27,274株
株式交換による減少	168,000株

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（千株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	764
合計			-	-	-	-	764

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,073	40.00	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	5,041	40.00	2020年9月30日	2020年12月3日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,626	45.00	2021年3月31日	2021年6月30日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額と関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金預金勘定	35,992百万円	33,259百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	489 "	323 "
現金及び現金同等物	35,503百万円	32,936百万円

## (リース取引関係)

## 1 所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)

## (1) リース資産の内容

## 有形固定資産

主として、電気通信設備工事事業における車両であります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 2 ファイナンス・リース取引(貸主側)

## (1) リース投資資産の内訳

## 流動資産

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
リース料債権部分	5,353	5,215
見積残存価額部分	434	417
受取利息相当額	467	410
リース投資資産	5,320	5,223

## (2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結会計年度末日後の回収予定額

## 流動資産

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産に係る リース料債権部分	1,740	1,409	998	615	268	321

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (2021年3月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産に係る リース料債権部分	1,760	1,377	959	572	271	273

## (金融商品関係)

## 1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、グループファイナンス及び銀行借入により資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主に株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

支払手形・工事未払金等は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	35,992	35,992	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	177,267	177,267	-
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	120	118	2
その他有価証券	21,791	21,791	-
資産計	235,172	235,172	2
(4) 支払手形・工事未払金等	80,289	80,289	-
負債計	80,289	80,289	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預金	33,259	33,259	-
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	194,671	194,671	-
(3) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	90	90	0
その他有価証券	21,348	21,348	-
資産計	249,369	249,369	0
(4) 支払手形・工事未払金等	87,812	87,812	-
負債計	87,812	87,812	-

(注) 1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金預金、並びに(2) 受取手形・完成工事未収入金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形・工事未払金等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	4,173	3,660

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## (注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	35,992	-	-	-
受取手形・完成工事未収入金等	177,267	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	30	90	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	-	10	-	-
社債	-	200	-	-
その他	100	-	100	700
合計	213,360	240	190	700

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金預金	33,259	-	-	-
受取手形・完成工事未収入金等	194,671	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	90	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	-	10	-	-
社債	100	100	-	-
その他	-	-	100	600
合計	228,030	110	190	600

(有価証券関係)

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの  
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	50	50	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	120	118	2
合計	170	168	2

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	120	120	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-
合計	120	120	0

- 2 その他有価証券で時価のあるもの  
前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	11,545	7,527	4,017
	債券	590	565	24
	その他	103	95	7
	小計	12,239	8,188	4,050
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	9,023	11,168	2,145
	債券	485	493	7
	その他	43	53	9
	小計	9,552	11,715	2,162
合計		21,791	19,904	1,887

当連結会計年度（2021年3月31日）

（単位：百万円）

	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	13,223	7,530	5,693
	債券	809	766	43
	その他	142	118	23
	小計	14,176	8,415	5,760
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	7,060	7,995	934
	債券	112	112	0
	その他	-	-	-
	小計	7,172	8,107	935
合計		21,348	16,523	4,824

## 3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	888	523	0
債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	888	523	0

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	5,846	2,319	41
債券	-	-	-
その他	31	0	-
合計	5,877	2,320	41

## 4 減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度において、有価証券について350百万円（その他有価証券の株式350百万円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、減損処理を行ったその他有価証券はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (退職給付関係)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

一部の連結子会社は、確定拠出年金制度、前払退職金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。また、当社及び一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

## 2 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	55,791	57,237
勤務費用	3,628	3,705
利息費用	89	102
数理計算上の差異の発生額	23	133
退職給付の支払額	3,030	2,603
簡便法から原則法への変更に伴う増加額	785	-
その他	3	29
退職給付債務の期末残高	57,237	58,279

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	56,287	56,493
期待運用収益	1,708	1,397
数理計算上の差異の発生額	1,314	5,152
事業主からの拠出額	2,299	1,668
退職給付の支払額	2,486	1,889
その他	-	0
年金資産の期末残高	56,493	62,822



## (3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	2,806	2,304
退職給付費用	573	431
退職給付の支払額	196	118
制度への拠出額	77	71
簡便法から原則法への変更に伴う減少額	785	-
連結範囲の変更に伴う増加	-	76
その他	16	7
退職給付に係る負債の期末残高	2,304	2,614

## (4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	52,821	53,675
年金資産	57,177	63,552
	4,356	9,876
非積立型制度の退職給付債務	7,404	7,946
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,047	1,929
退職給付に係る負債	14,123	13,535
退職給付に係る資産	11,076	15,464
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,047	1,929

(注) 簡便法を適用した制度を含めております。

## (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	3,628	3,705
利息費用	89	102
期待運用収益	1,708	1,397
数理計算上の差異の費用処理額	203	379
過去勤務費用の費用処理額	325	-
簡便法で計算した退職給付費用	573	431
確定給付制度に係る退職給付費用	2,461	3,222

## (6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	325	-
数理計算上の差異	1,087	5,695
合計	1,412	5,695

## (7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	2,573	3,121

## (8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	45%	44%
株式	27%	27%
現金及び預金	13%	15%
その他	15%	14%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度11%、当連結会計年度11%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	主として0.0%	主として0.0%
長期期待運用収益率	主として3.6%	主として2.9%

## 3 確定拠出制度

一部の連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度1,148百万円、当連結会計年度1,179百万円であります。

## (ストック・オプション等関係)

## 1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	278百万円	208百万円

## 2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
新株予約権戻入益	3百万円	1百万円

## 3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	第6回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	2012年8月8日	2013年8月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 22	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 23
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 152,600	普通株式 87,300
付与日	2012年8月24日	2013年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2012年8月25日 ~ 2042年8月24日	2013年8月24日 ~ 2043年8月23日

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2014年8月5日	2014年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 27	当社取締役 11 当社完全子会社取締役 25 当社完全子会社執行役員 42
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 54,300	普通株式 373,000
付与日	2014年8月22日	2014年8月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2014年8月22日 ~ 2016年8月22日
権利行使期間	2014年8月23日 ~ 2044年8月22日	2016年8月23日 ~ 2020年8月22日

	第12回新株予約権	第13回新株予約権
決議年月日	2015年8月6日	2015年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 43
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 55,800	普通株式 381,500
付与日	2015年8月21日	2015年8月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2015年8月21日 ～2017年8月21日
権利行使期間	2015年8月22日 ～2045年8月21日	2017年8月22日 ～2024年8月21日

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2016年8月5日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社完全子会社取締役 26	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 35
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 59,200	普通株式 367,500
付与日	2016年8月23日	2016年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2018年8月24日 ～2025年8月23日
権利行使期間	2016年8月24日 ～2046年8月23日	2018年8月24日 ～2025年8月23日

	第16回新株予約権	第17回新株予約権
決議年月日	2017年8月4日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 40
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 36,800	普通株式 386,500
付与日	2017年8月23日	2017年8月23日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2019年8月24日 ～2026年8月23日
権利行使期間	2017年8月24日 ～2047年8月23日	2019年8月24日 ～2026年8月23日

	第18回新株予約権	第19回新株予約権
決議年月日	2018年8月3日	2018年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社完全子会社取締役 29	当社取締役 10 当社完全子会社取締役 24 当社完全子会社執行役員 41
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 41,900	普通株式 389,000
付与日	2018年8月22日	2018年8月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2020年8月23日 ～2027年8月22日
権利行使期間	2018年8月23日 ～2048年8月22日	2020年8月23日 ～2027年8月22日

	第20回新株予約権	第21回新株予約権
決議年月日	2019年8月7日	2019年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社完全子会社取締役 56	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 50 当社完全子会社執行役員 52
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 36,500	普通株式 399,400
付与日	2019年8月22日	2019年8月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	2021年8月23日 ～2028年8月22日
権利行使期間	2019年8月23日 ～2049年8月22日	2021年8月23日 ～2028年8月22日

	第22回新株予約権
決議年月日	2020年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社完全子会社取締役 51 当社完全子会社執行役員 57
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 550,000
付与日	2020年8月24日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職の場合はこの限りではない。
対象勤務期間	2023年8月25日 ～2029年8月24日
権利行使期間	2023年8月25日 ～2029年8月24日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況  
 ストック・オプションの数

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2012年8月8日	2013年8月6日	2014年8月5日	2014年6月27日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	2,100	4,200	3,200	13,000
権利確定(株)				
権利行使(株)			400	8,000
失効(株)				5,000
未行使残(株)	2,100	4,200	2,800	

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2015年8月6日	2015年6月26日	2016年8月5日	2016年6月29日
権利確定前				
期首(株)				
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	10,200	92,800	21,600	173,000
権利確定(株)				
権利行使(株)	400	38,700	800	53,900
失効(株)				
未行使残(株)	9,800	54,100	20,800	119,100

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
決議年月日	2017年8月4日	2017年6月29日	2018年8月3日	2018年6月26日
権利確定前				
期首(株)				389,000
付与(株)				
失効(株)				
権利確定(株)				389,000
未確定残(株)				
権利確定後				
期首(株)	18,900	294,000	27,700	
権利確定(株)				389,000
権利行使(株)	1,200	93,000	1,200	30,900
失効(株)				
未行使残(株)	17,700	201,000	26,500	358,100

	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権
決議年月日	2019年8月7日	2019年6月25日	2020年6月26日
権利確定前			
期首(株)		399,400	
付与(株)			550,000
失効(株)			
権利確定(株)			
未確定残(株)		399,400	550,000
権利確定後			
期首(株)	36,500		
権利確定(株)			
権利行使(株)	1,800		
失効(株)			
未行使残(株)	34,700		



## 単価情報

	第6回新株予約権	第8回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2012年8月8日	2013年8月6日	2014年8月5日	2014年6月27日
権利行使価格(円)	1	1	1	1,969
行使時平均株価(円)			3,065	3,059
付与日における公正な評価単価(円)	862	1,075	1,746	339

	第12回新株予約権	第13回新株予約権	第14回新株予約権	第15回新株予約権
決議年月日	2015年8月6日	2015年6月26日	2016年8月5日	2016年6月29日
権利行使価格(円)	1	1,928	1	1,923
行使時平均株価(円)	3,065	3,048	3,095	3,121
付与日における公正な評価単価(円)	1,392	205	1,705	378

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権	第19回新株予約権
決議年月日	2017年8月4日	2017年6月29日	2018年8月3日	2018年6月26日
権利行使価格(円)	1	2,404	1	2,939
行使時平均株価(円)	3,085	3,137	3,088	3,070
付与日における公正な評価単価(円)	2,046	382	2,542	499

	第20回新株予約権	第21回新株予約権	第22回新株予約権
決議年月日	2019年8月7日	2019年6月25日	2020年6月26日
権利行使価格(円)	1	2,908	3,328
行使時平均株価(円)	3,092		
付与日における公正な評価単価(円)	2,537	457	484

## 4 当連結会計年度において付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

		第22回新株予約権
株価変動性	(注) 1	27.12%
予想残存期間	(注) 2	6年
予想配当	(注) 3	75円/株
無リスク利率	(注) 4	0.083%

(注) 1 2014年8月24日から2020年8月24日までの株価実績に基づき算定しております。

2 付与日から権利行使されると見込まれる平均的な時期までの期間を使用しております。

3 2020年3月期の配当実績によります。

4 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

## 5 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
貸倒引当金	154百万円	171百万円
退職給付に係る負債等	2,108 "	941 "
役員退職慰労引当金等	283 "	337 "
未払事業税等	486 "	711 "
未払費用	5,111 "	5,653 "
投資有価証券評価損	2,148 "	2,122 "
ゴルフ会員権評価損	153 "	148 "
ソフトウェア評価損	19 "	3 "
その他有価証券評価差額金	204 "	- "
子会社土地評価差額	1,360 "	1,412 "
繰越欠損金	443 "	420 "
その他	3,523 "	3,540 "
繰延税金資産小計	15,998百万円	15,464百万円
評価性引当額	5,669 "	5,487 "
繰延税金資産合計	10,328百万円	9,976百万円
<b>繰延税金負債</b>		
固定資産圧縮積立金	955百万円	952百万円
特別償却準備金	368 "	176 "
子会社土地評価差額	3,136 "	3,173 "
その他有価証券評価差額金	3,219 "	3,335 "
その他	21 "	33 "
繰延税金負債合計	7,701百万円	7,671百万円
繰延税金資産の純額	2,626百万円	2,304百万円

## 2 再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
再評価に係る繰延税金資産	3,370百万円	3,367百万円
評価性引当額	3,370 "	3,367 "
再評価に係る繰延税金資産の合計	- 百万円	- 百万円
<b>繰延税金負債</b>		
再評価に係る繰延税金負債	1,315百万円	1,303百万円
再評価に係る繰延税金負債の合計	1,315百万円	1,303百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額	1,315百万円	1,303百万円

## 3 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	0.7%	0.7%
永久に益金に算入されない項目	0.1%	0.6%
住民税均等割等	0.7%	0.6%
のれんの償却額	0.8%	0.8%
評価性引当額	0.5%	0.4%
その他	0.5%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.8%	32.2%

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

コムシスグループは、持株会社である当社の下、各統括事業会社を中心としたグループが、それぞれの担当事業について包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、統括事業会社を中心としたグループ別のセグメントから構成されており、「日本コムシスグループ」、「サンワコムシスエンジニアリンググループ」、「TOSYSグループ」、「つうけんグループ」、「NDSグループ」、「SYSKENグループ」、「北陸電話工事グループ」、「コムシス情報システムグループ」の8つを報告セグメントとしております。

「日本コムシスグループ」は、主にNTTグループを中心とした電気通信設備工事事業を行っております。

「サンワコムシスエンジニアリンググループ」は、主にNCCを中心とした電気通信設備工事事業を行っております。「TOSYSグループ」は、信越エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「つうけんグループ」は、主に北海道エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「NDSグループ」は、主に東海・北陸エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「SYSKENグループ」は、主に九州エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「北陸電話工事グループ」は、主に北陸エリアにおける電気通信設備工事事業を行っております。「コムシス情報システムグループ」は、情報処理関連事業を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部利益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失( )、資産、その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	T O S Y S グループ	つうけん グループ	N D S グループ	S Y S K E N グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
売上高									
外部顧客への 売上高	281,132	57,855	28,895	50,799	83,522	31,832	13,633	11,545	559,217
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	6,399	608	3,196	2,192	2,416	125	1,022	1,413	17,375
計	287,531	58,463	32,092	52,992	85,939	31,958	14,656	12,959	576,593
セグメント利益	20,549	5,688	1,501	3,548	4,141	1,283	349	1,338	38,401
セグメント資産	250,508	36,960	25,381	42,444	80,760	23,641	11,196	8,162	479,055
その他の項目									
減価償却費	4,816	112	399	1,091	1,832	373	242	15	8,883
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	5,635	161	409	2,154	2,500	276	274	33	11,446

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
売上高				
外部顧客への 売上高	1,664	560,882	-	560,882
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	16,087	33,463	33,463	-
計	17,752	594,345	33,463	560,882
セグメント利益	11,983	50,385	11,431	38,953
セグメント資産	161,821	640,876	190,833	450,043
その他の項目				
減価償却費	100	8,984	165	9,150
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	21	11,467	262	11,730

(注) 1 「その他」の区分は、人材派遣事業、シェアードサービス事業等及び事業セグメントに帰属しない当社(純粋持株会社)であります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、当社及びセグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、主に当社及びセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	T O S Y S グループ	つうけん グループ	N D S グループ	S Y S K E N グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
売上高									
外部顧客への 売上高	279,431	58,722	29,890	52,395	79,213	33,473	16,186	12,052	561,367
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	7,232	760	1,662	3,546	1,082	1,600	583	2,457	18,925
計	286,663	59,483	31,553	55,942	80,295	35,073	16,770	14,509	580,293
セグメント利益	21,171	6,057	1,615	4,281	3,824	1,982	511	1,532	40,977
セグメント資産	273,159	39,061	24,708	47,301	78,856	25,017	14,481	9,240	511,827
その他の項目									
減価償却費	4,636	118	420	1,252	1,900	344	290	41	9,005
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	4,393	1,482	399	2,244	3,253	287	405	39	12,505

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
売上高				
外部顧客への 売上高	1,885	563,252	-	563,252
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	16,390	35,316	35,316	-
計	18,276	598,569	35,316	563,252
セグメント利益	12,301	53,279	11,706	41,572
セグメント資産	168,713	680,541	201,121	479,419
その他の項目				
減価償却費	97	9,102	176	9,279
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	14	12,519	244	12,764

(注) 1 「その他」の区分は、人材派遣事業、シェアードサービス事業等及び事業セグメントに帰属しない当社（純粋持株会社）であります。

2 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額は、当社及びセグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額は、主に当社及びセグメント間取引消去であります。

3 セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NTTグループ	250,484	日本コムシスグループ サンワコムシスエンジニアリンググループ TOSYSグループ つうけんグループ NDSグループ SYSKENグループ 北陸電話工事グループ

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
NTTグループ	242,182	日本コムシスグループ サンワコムシスエンジニアリンググループ TOSYSグループ つうけんグループ NDSグループ SYSKENグループ 北陸電話工事グループ



## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
減損損失	482	-	11	-	-	-	-	-	494

	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	494

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
減損損失	-	1,487	-	-	23	16	-	-	1,526

	その他	全社・消去	合計
減損損失	-	-	1,526

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本 コムシス グループ	サンワ コムシス エンジニア リング グループ	TOSYS グループ	つうけん グループ	NDS グループ	SYSKEN グループ	北陸電話 工事 グループ	コムシス 情報 システム グループ	計
当期償却額	1,002	-	29	65	-	-	-	-	1,097
当期末残高	3,772	-	102	27	-	-	-	-	3,902

	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	1,097
当期末残高	-	-	3,902

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								
	日本コムシスグループ	サンワコムシスエンジニアリンググループ	TOSYSグループ	つうけんグループ	NDSグループ	SYSKENグループ	北陸電話工事グループ	コムシス情報システムグループ	計
当期償却額	1,002	-	29	100	-	-	-	-	1,132
当期末残高	2,770	-	73	219	-	-	-	-	3,062

	その他	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	1,132
当期末残高	-	-	3,062

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	伊東則昭	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 0.06%	-	ストック・オプションの権利行使に伴う自己株式の処分	11	-	-
役員	須田憲雄	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 0.005%	-	ストック・オプションの権利行使に伴う自己株式の処分	11	-	-

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	東方幸雄	-	-	子会社取締役	（被所有） 直接 0.0002%	-	ストック・オプションの権利行使に伴う自己株式の処分	20	-	-

（注）自己株式の処分価額は、定時株主総会決議に基づく取締役会決議で定められたストック・オプション（新株予約権）の権利行使価格により決定しております。

なお、「取引金額」欄には、自己株式の処分時の払込金額を記載しております。

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	2,424.83円	2,619.63円
1株当たり当期純利益	202.97円	232.72円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	202.46円	232.21円

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	25,994	29,369
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	25,994	29,369
普通株式の期中平均株式数(千株)	128,070	126,197
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	326	277
(うち新株予約権(千株))	(326)	(277)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2019年8月7日 取締役会決議  ストックオプション (新株予約権)  普通株式 399千株	2020年8月7日 取締役会決議  ストックオプション (新株予約権)  普通株式 550千株

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (2020年3月31日)	当連結会計年度末 (2021年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	310,694	330,807
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	3,140	3,253
(うち新株予約権(百万円))	(652)	(764)
(うち非支配株主持分(百万円))	(2,487)	(2,489)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	307,553	327,554
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	126,835	125,038

## (重要な後発事象)

## (自己株式の取得)

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。 |
| (2) 取得対象株式の種類    | 当社普通株式   |
| (3) 取得し得る株式の総数   | 200万株(上限)  |
| (4) 取得価額の総額      | 40億円(上限)   |
| (5) 取得期間         | 2021年5月17日から2022年3月31日まで                                       |

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首 残高 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)ヴァックスラボ	(株)ヴァックスラボ 第2回無担保社債 (注)	2015年 11月18日	50 (50)	- (-)	0.2	-	-

(注) ( ) 内書は、1年内の償還予定であります。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,388	4,408	0.3	
1年以内に返済予定の長期借入金	1,650	733	0.5	
1年以内に返済予定のリース債務	551	597	2.9	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,107	464	0.5	2022年～2023年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,614	1,665	2.7	2022年～2028年
その他有利子負債	-	-	-	
合計	10,311	7,867	-	

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	404	60	-	-
リース債務	507	417	300	235

## 【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当該連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

## (2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	104,703	234,262	370,817	563,252
税金等調整前 四半期(当期)純利益 (百万円)	4,645	13,763	25,588	43,264
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,891	8,934	16,786	29,369
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	22.80	70.59	132.77	232.72

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	22.80	47.84	62.24	100.53

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	80	90
関係会社預け金	28,022	31,816
未収入金	14,608	17,407
その他	24	6
流動資産合計	32,735	39,320
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	5	5
減価償却累計額	3	4
有形固定資産合計	1	1
無形固定資産		
ソフトウェア	8	6
無形固定資産合計	8	6
投資その他の資産		
投資有価証券	97	100
関係会社株式	124,780	124,780
繰延税金資産	80	74
前払年金費用	1	1
その他	135	140
投資その他の資産合計	125,096	125,097
固定資産合計	125,106	125,105
資産合計	157,841	164,425

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
関係会社預り金	23,076	30,566
未払法人税等	2,689	5,867
その他	464	449
流動負債合計	26,230	36,883
負債合計	26,230	36,883
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
その他資本剰余金	122,986	123,319
資本剰余金合計	132,986	133,319
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	15,176	16,818
利益剰余金合計	15,176	16,818
自己株式	27,202	33,359
株主資本合計	130,960	126,778
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1	0
評価・換算差額等合計	1	0
新株予約権	652	764
純資産合計	131,611	127,542
負債純資産合計	157,841	164,425



## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
受取配当金	1 11,500	1 11,800
経営管理料	1 1,394	1 1,368
営業収益合計	12,894	13,168
営業費用		
一般管理費	2 1,356	2 1,331
営業利益	11,537	11,836
営業外収益		
受取利息	1 33	1 27
未払配当金除斥益	8	10
その他	0	0
営業外収益合計	42	37
営業外費用		
支払利息	1 20	1 25
自己株式取得費用	18	14
その他	1	1
営業外費用合計	41	41
経常利益	11,537	11,832
特別利益		
新株予約権戻入益	3	1
特別利益合計	3	1
特別損失		
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	0	-
税引前当期純利益	11,541	11,834
法人税、住民税及び事業税	54	73
法人税等調整額	27	5
法人税等合計	82	78
当期純利益	11,459	11,755

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	10,000	122,328	132,328	12,062
当期変動額					
剰余金の配当					8,345
当期純利益					11,459
自己株式の取得					
自己株式の処分			143	143	
株式交換による増加			515	515	
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計	-	-	658	658	3,114
当期末残高	10,000	10,000	122,986	132,986	15,176

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	20,621	133,768	0	657	134,425
当期変動額					
剰余金の配当		8,345			8,345
当期純利益		11,459			11,459
自己株式の取得	8,005	8,005			8,005
自己株式の処分	781	925			925
株式交換による増加	642	1,157			1,157
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			1	4	5
当期変動額合計	6,581	2,808	1	4	2,813
当期末残高	27,202	130,960	1	652	131,611

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	10,000	10,000	122,986	132,986	15,176
当期変動額					
剰余金の配当					10,114
当期純利益					11,755
自己株式の取得					
自己株式の処分			177	177	
株式交換による増加			155	155	
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計	-	-	333	333	1,641
当期末残高	10,000	10,000	123,319	133,319	16,818

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	27,202	130,960	1	652	131,611
当期変動額					
剰余金の配当		10,114			10,114
当期純利益		11,755			11,755
自己株式の取得	7,004	7,004			7,004
自己株式の処分	512	689			689
株式交換による増加	334	490			490
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）			1	111	113
当期変動額合計	6,156	4,182	1	111	4,069
当期末残高	33,359	126,778	0	764	127,542

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

## 1 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式

移動平均法による原価法

## (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

## 2 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社項目

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
未収入金	4,608百万円	7,407百万円

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

## 営業収益

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受取配当金	11,500百万円	11,800百万円
経営管理料	1,394 "	1,368 "

## 営業外収益

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
受取利息	33百万円	27百万円

## 営業外費用

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
支払利息	15百万円	23百万円

## 2 一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
役員報酬	176百万円	175百万円
給料諸手当	467 "	486 "
株式報酬費用	216 "	207 "

(有価証券関係)

前事業年度(2020年3月31日)及び当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式で市場価格のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	124,780	124,780

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
株式報酬費用	31百万円	39百万円
未払金	44 "	28 "
その他有価証券評価差額金	0 "	- "
未払事業税等	4 "	7 "
繰延税金資産合計	81百万円	75百万円
<b>繰延税金負債</b>		
前払年金費用	0百万円	0百万円
その他有価証券評価差額金	- "	0 "
繰延税金負債合計	0百万円	0百万円
繰延税金資産の純額	80百万円	74百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
永久に損金に算入されない項目	0.6%	0.6%
永久に益金に算入されない項目	30.5%	30.5%
その他	0.0%	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.7%	0.7%

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2021年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について次のとおり決議いたしました。

- (1) 自己株式の取得を行う理由 株主への一層の利益還元と企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得を行うものであります。
- (2) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (3) 取得し得る株式の総数 200万株(上限)
- (4) 取得価額の総額 40億円(上限)
- (5) 取得期間 2021年5月17日から2022年3月31日まで

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により、記載を省略しております。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
工具、器具及び備品	-	-	-	5	4	0	1
有形固定資産計	-	-	-	5	4	0	1
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	81	75	3	6
無形固定資産計	-	-	-	81	75	3	6

(注) 1 有形固定資産及び無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

2 「当期末残高」は取得原価により記載しております。

## 【引当金明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取・買増手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によつて電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりである。 <a href="https://www.comsys-hd.co.jp/ir/koukoku/">https://www.comsys-hd.co.jp/ir/koukoku/</a>
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利



## 第7【提出会社の参考情報】

## 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

## 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度（第17期）	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月26日 関東財務局長に提出。	
(2)	内部統制報告書	事業年度（第17期）	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月26日 関東財務局長に提出。	
(3)	四半期報告書 及び確認書	（第18期第1四半期）	自 2020年4月1日	2020年8月7日	
			至 2020年6月30日	関東財務局長に提出。	
			（第18期第2四半期）	自 2020年7月1日	2020年11月10日
(4)	臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2 （株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書	自 2020年7月1日	2020年11月10日	
			至 2020年9月30日	関東財務局長に提出。	
(5)	臨時報告書の訂正 報告書	2020年8月7日提出の臨時報告書（ストックオプション制度 に基づく新株予約権の発行）の訂正報告書	自 2020年10月1日	2021年2月9日	
			至 2020年12月31日	関東財務局長に提出。	
			（第18期第3四半期）	自 2020年10月1日	2021年2月9日
(6)	自己株券買付状況報 告書	報告期間	自 2020年8月7日	2020年8月7日	
			至 2020年8月31日	関東財務局長に提出。	
			（株式交換の決定）の規定に基づく臨時報告書	自 2020年8月1日	2020年8月7日
			至 2020年8月31日	関東財務局長に提出。	
			2020年8月7日提出の臨時報告書（株式交換の決定）の訂正 報告書	自 2020年8月1日	2020年9月14日
			至 2020年8月31日	関東財務局長に提出。	
			報告期間	自 2020年9月1日	2020年9月14日
			至 2020年9月30日	関東財務局長に提出。	
			報告期間	自 2020年9月1日	2020年10月7日
			至 2020年9月30日	関東財務局長に提出。	
			報告期間	自 2020年10月1日	2020年11月11日
			至 2020年10月31日	関東財務局長に提出。	
			報告期間	自 2020年11月1日	2020年12月4日
			至 2020年11月30日	関東財務局長に提出。	
			報告期間	自 2020年12月1日	2021年1月6日
至 2020年12月31日	関東財務局長に提出。				
報告期間	自 2021年1月1日	2021年2月5日			
至 2021年1月31日	関東財務局長に提出。				
報告期間	自 2021年2月1日	2021年3月11日			
至 2021年2月28日	関東財務局長に提出。				
報告期間	自 2021年3月1日	2021年4月2日			
至 2021年3月31日	関東財務局長に提出。				
報告期間	自 2021年5月1日	2021年6月14日			
至 2021年5月31日	関東財務局長に提出。				

**第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

コムシスホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 川崎 浩 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 原 伸夫 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 新島 敏也 印  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシスホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準による収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応

<p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）（工事進行基準による収益認識）に記載のとおり、一部の連結子会社は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事は工事進行基準を適用し、その他の工事については工事完成基準を適用している。</p> <p>連結子会社は、進捗部分について成果の確実性が認められる場合に工事進行基準を適用している。成果の確実性が認められるためには、工事収益総額、工事原価総額及び決算日における工事進捗度について信頼性をもって見積もる必要がある。監査基準委員会報告書で要求されているように、収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態等に関連して不正リスクが発生するかの判断が求められる。そのため、会社が既に公表している通期の予算を達成することを目的として、次のリスクを想定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受注済み、かつ、工事進行基準を適用している案件について、未だ契約できていない追加工程の増額分を工事収益総額に含めることにより、完成工事高が過大に計上されるリスク。</li> <li>・ 受注済み、かつ、工事進行基準を適用している案件について、実行予算の金額を過少に改定して進捗率を上昇させることにより、完成工事高が過大に計上されるリスク</li> <li>・ 未だ現場に投入されていない原価を実際発生原価として集計し進捗率を上昇させることにより、完成工事高が過大に計上されるリスク</li> </ul> <p>このような処理が行われた場合には完成工事高が過大に計上され、質的な重要性が高いことから当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と決定した。</p>	<p>当監査法人は当該連結子会社について、次の監査上の対応を行った。</p> <p>（１）内部統制の評価</p> <p>監査上の主要な検討事項の内容に記載したリスクに関連する内部統制を理解するとともに整備・運用状況の有効性を評価した。評価の対象とした内部統制には、受注確定承認、実行予算承認、請求書承認を含んでいる。</p> <p>（２）主な実証手続等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 決算日時点の契約内容に関する確認書を顧客に送付・回収し、会社が認識している請負金額と確認書の回答を照合した。</li> <li>・ 工事進行基準を適用している案件で、監査人のリスク評価に基づいて決定した進捗率以上のものについて、一定金額以上、請負金額が増額されている案件の有無を把握した。該当した案件については増額部分もしくは増額後の請負総額と変更契約書等を照合した。</li> <li>・ 工事進行基準を適用している全ての案件について、原価費目別に行う実行予算上の工事原価総額と実際発生原価を比較し、実際発生原価が超過している案件の有無を検討した。</li> <li>・ 当初の工事原価総額とその後の推移を比較し、変動の要因となった事象が工事原価総額の見積りに与える影響について検討した。</li> <li>・ 工事収益総額又は進捗率が監査人のリスク評価に基づいて決定した基準以上のものについて、請求書等の外部証憑との照合、実行予算書及び工程管理表の閲覧並びに質問を行い、その進捗率が案件の実態を反映しているか検討した。</li> </ul>
---	--

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に

注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、コムシスホールディングス株式会社の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、コムシスホールディングス株式会社が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

コムシスホールディングス株式会社

取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所指定社員  
業務執行社員 公認会計士 川崎 浩 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 原 伸夫 印指定社員  
業務執行社員 公認会計士 新島 敏也 印

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているコムシスホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コムシスホールディングス株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。